

平成21年11月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録

平成21年12月7日～8日

場 所 第5委員会室

平成21年12月7日（月曜日）

午前10時2分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成21年度宮崎県一般会計補正
予算（第5号）

○議案第6号 宮崎県における事務処理の特例
に関する条例の一部を改正する
条例

○議案第8号 工事請負契約の変更について

○議案第9号 公の施設の指定管理者の指定に
ついて

○議案第10号 公の施設の指定管理者の指定に
ついて

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
- ・県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及
び調停について（別紙2）

○請願第9号 「宮崎県中小企業振興基本条例
（仮称）」の制定を求める請願

○請願第19号 平成21年度宮崎地方最低賃金改
正についての請願

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関す
る調査

○その他報告事項

- ・新規学卒者雇用対策等について
- ・平成21年 年末雇用・金融対策について
- ・「みやざき農商工連携応援ファンド事業」第
2回公募結果等について
- ・雇用情勢と若年者の就労支援について
- ・宮崎県の中長期道路整備計画の中間見直しに
ついて

出席委員（9人）

委 員 長	宮 原 義 久
副 委 員 長	西 村 賢
委 員	星 原 透
委 員	野 辺 修 光
委 員	黒 木 正 一
委 員	太 田 清 海
委 員	井 上 紀 代 子
委 員	徳 重 忠 夫
委 員	坂 口 博 美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	渡 邊 亮 一
商工観光労働部次長	持 原 道 雄
企業立地推進局長	矢 野 好 孝
観光交流推進局長	江 上 仁 訓
部参事兼商工政策課長	古 賀 孝 士
工業支援課長	森 幸 男
商業支援課長	吉 田 親 志
経営金融課長	安 田 宏 士
労働政策課長	押 川 利 孝
地域雇用対策室長	篠 田 良 廣
企業立地推進局次長	山 口 俊 匡
観光推進課長	後 沢 彰 宏
みやざきアピール課長	甲 斐 睦 教
工業技術センター所長	河 野 雄 三
食品開発センター所長	河 野 満 洋
県立産業技術専門校長	西 盾 夫

県土整備部

県土整備部長	山 田 康 夫
県土整備部次長 （ 総 括 ）	岡 村 巖

県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	児玉宏紀
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	藤原憲一
高速道対策局長	渡辺学
管理課長	成合修
用地対策課長	服部芳邦
部参事兼技術企画課長	岡田健了
部参事兼工事検査課長	富高康夫
道路建設課長	濱田良和
道路保全課長	大寺重樹
河川課長	大田原宣治
ダム対策監	小嶋雄一郎
砂防課長	平田一善
港湾課長	野田和彦
空港・ポート セールス対策監	前田安德
都市計画課長	黒田博司
公園下水道課長	東康雄
建築住宅課長	佐藤徳一
営繕課長	川崎俊一郎
施設保全対策監	上門豊生
高速道対策局次長	河野俊春

事務局職員出席者

議事課主査	前田陽一
議事課主任主事	吉田拓郎

○宮原委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでありますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

報告事項等について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○渡邊商工観光労働部長 それでは、商工観光労働部、御説明させていただきます。

まず、説明の前に、お手元の資料について説明させていただきます。本日は、商工建設常任委員会資料として先日お配りしました資料のほかに、新たに別冊資料をお配りしております。この資料は、現在の厳しい経済・雇用情勢を受けまして、緊急に取りまとめた対策について報告させていただくものでございます。本日は、事前配付資料を説明させていただく前に、こちらの資料のほうから説明させていただきます。

別冊資料の1ページをお開きいただきたいと思います。新規学卒者雇用対策等について御説明させていただきます。現在、本県の雇用状況は非常に厳しいわけございまして、特に新規学卒者の就職内定状況の対前年比の下落幅が過去最高となっております。かつてないほど厳しい状況でございます。このことについては先週の本会議でも多くの議員から取り上げられまして、御質問があったところでございます。このような状況を踏まえまして、県では、これまでの総合的な雇用対策の中で新規学卒者の雇用の場の確保に向けて取り組んできたところでございますが、さらに直接的、緊急的な対策を早急に講じることとしたところでございます。

資料の1ページ、2の新たな県の対策案をごらんください。新たな県の対策としまして、ま

ず新規学卒者の雇用対策を2つ用意いたしました。(1)の①をごらんいただきたいと思えます。1つ目が民間への委託雇用でございます。県が民間団体、企業等へ委託し、新規学卒者を新たに雇用させて業務を行う、民間企画提案型公募事業を実施したいということでございます。これは、新たな雇用の場を民間からのアイデアをいただきながら創出するという県民総力戦の一環とも言える取り組みと考えていただきたいと思えます。委託に当たりましては、平成22年3月高校卒業者または大学卒業者を雇用することを要件としまして、雇用期間は1年間となります。規模として100名程度の雇用を見込んでいるところでございます。次に、②をごらんいただきたいと思えます。2つ目は、県における臨時職員としての雇用でございます。県庁各課や出先機関、県立学校を含む教育委員会等において臨時的任用を行うもので、任用期間は4カ月単位の更新による8カ月となります。この規模は50名程度を見込んでおりますが、現在、新規学卒者の雇用の場として適切なものを調査しているところでございます。いずれの事業も財源としましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用した事業となっているところでございます。また、本事業につきましては、緊急雇用基金制度の適用要件を最大限活用したものとしておりますけれども、さらに事業効果が発揮できますように、国に対して基金事業要件の緩和を強く求めていきたい、そしてより効果的な事業スキームの構築を行っていきたいと考えております。

2ページをごらんいただきたいと思えます。

(2)の新規学卒者が職業訓練を受けられている期間における生活支援策でございます。国が現在実施しております緊急人材育成支援事業に

よる職業訓練の受講者のうち、一定の要件を満たす方には一定額の訓練・生活給付金が支給されているところでございますけれども、その支給要件に該当しない方に対しまして、訓練期間中の生活資金貸し付けを行うということでございます。そのためにハッピーライフ資金の要綱を改正いたしまして、貸付対象者の拡大を行う、また9月補正で貸付原資の大幅な積み増しを行いました生活福祉資金の活用をしていきたいというふうに考えております。

次に、(3)でございます。さまざまな職業訓練を行っております県立産業技術専門校では、22年度入校者に新卒未就職者枠を10名程度設けたい、そして臨時的に8名程度の定員増を行うこととしております。

以上、これらの新規学卒者対策につきましては、今後、具体的な事業内容を策定いたしまして、しっかりとした成案を得た上で2月議会で御提案し、議決いただければ速やかに事業公募等に着手しまして、4月からの雇用等に対応してまいりたいと思っております。また、国の新たな新規学卒者対策等の動向には十分注視していきまして、県として迅速的確に対応してまいりたいと考えております。

なお、この対策に関連しまして、つけ加えさせていただきます。1つは、この対象は、就職難で苦勞されている生徒さんたち、また御家族の方を一刻も早く安心させるためのセーフティネットでございます。本来なら、このような対策を活用しないで無事就職が見つかることがあるべき姿と我々は思っております。現在、教育委員会では、進路対策専門員を5名から23名に増員しまして、生徒の就職について懸命に努力されておりますから、それらの成果を強く期待していきたい。また同時に、年の瀬を越し、1

月、2月に就職内定を決めるという企業もあると聞いております。我々商工観光労働部としましては、各企業に雇用について強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、2つ目でございますが、それに関連して、このように就職内定状況がまだ流動的でございます。一応雇用者数としては、ただいま説明した150人の枠を申し上げましたが、高等職業訓練校、県立産業技術専門校を除いて150という枠を設けましたが、雇用者数としましては、ただいま説明した枠については、今後、実態に応じて変更の可能性があるということでございます。先ほど述べましたが、基金の要件緩和が実現すれば、より効果的な事業形態への変更もあり得るということをお含みいただきたいと思っております。

3つ目でございます。今回の新規学卒者雇用対策につきましては、事業費が5億4,000万円と新聞等で報道されているわけでございますが、民間委託による雇用100人と県の臨時的任用50名を想定し、新規学卒者の初任給や県の22条職員の賃金をベースに事業費を仮に推計しますと、約5億4,000万円という数字が出てくるということでございます。先ほど申し上げましたように、年明けの就職内定状況によっては雇用者数も変わっていきまして、予算額も変動してきますので、今後、2月議会までに事業内容を固めまして、金額を精査した上で予算案を提案させていただきたいと考えております。

次に、4つ目でございますが、雇用情勢が大変厳しいのは新規学卒者だけでなく、全体として厳しいわけございまして、今回はとりあえず、新規学卒者だけの対応として先に出させてもらいました。新規学卒者以外を対象とした対策もこの基金を積極的に活用し、そして今後、

国の対策と相まって早急に考えていかなければならないと考えておりますので、よろしく願いたいと思います。

以上、今回打ち出した新規学卒者の雇用対策について説明いたしました。

なお、年末の雇用・金融対策につきまして、本日、担当課長より後ほど説明させていただきます。このほか、事前配付資料の報告事項2件につきましても、担当課長等より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。私のほうからは以上でございます。

○古賀商工政策課長 同じく別冊資料の3ページをごらんいただきたいと思っております。平成21年年末雇用・金融対策について御説明申し上げます。

まず、1の雇用対策でございます。(1)に書いてございますが、労働相談窓口を今月26日から30日までの5日間開設したいと思っております。また、(2)でございますが、若年者の雇用相談窓口を、ことし初めての試みでございますけれども、ヤングJOBサポートみやぎを同じく今月26日から30日——28日はあいているわけでございますけれども、29日以降、休みのところをあけるようにいたしたいと思っております。

2の金融対策の(1)に書いてございますが、12月9日に、知事が中小企業の年末の資金繰り支援に対する協力要請ということで、銀行協会及び信用保証協会を訪問いたします。さらに、(2)でございますが、労働相談と同じように、今月26日から30日までの5日間、金融相談窓口を設置したいと思っております。関係団体の対応といたしまして、信用保証協会が、今月19日以降の土日、祝日、30日までになりますけれども、相談窓口を開設するというこ

とにいたしております。さらに、商工会議所、商工会におきましても、26日から30日までの間、相談窓口を設置することといたしております。

3のその他でございますが、(1)の相談窓口の一本化でございます。各部と現在調整をいたしまして、利用者の方々の利便性の向上を図る観点から、相談窓口を一本化いたしたいと考えております。相談内容のところに書いておりますけれども、金融、労働以外に、生活保護、福祉資金、公営住宅、消費相談、関係各課に窓口一本化について今協議をいたしております。具体的にどのような運営でやっていくかにつきましては、来週中までには決定いたしたいと思っております。さらに、労働相談につきましては、ハローワークのほうにも協力要請いたしておりますので、できればこの窓口一本化の中に御参加いただきたいと思っております。

最後になりますが、これ以外の商工観光労働部における取り組みでございます。4ページの別紙をごらんいただきたいと思っております。工業支援課のほうでは、産業支援財団でございますけれども、総合相談窓口の充実強化及び取引開拓の強化を行いたいと思っております。経営金融課関連で申し上げますと、商工団体等の職員による中小企業訪問の強化をいたしたいと思っております。さらに、労働政策課におきましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の前倒し発注による雇用の拡大、また今後受講可能な職業訓練の紹介をいたしたいということで対応いたしたいと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○森工業支援課長 それでは、事前配付いたしました常任委員会資料の1ページ、みやざき農工商連携応援ファンド事業の第2回の公募結果

等でございます。

1の事業概要でございますが、財団法人宮崎県産業支援財団に設置いたしました総額25億2,000万円の農工商連携応援ファンドの運用益を活用いたしまして、農林漁業者と中小企業者の連携体に取り組む新商品開発や販路開拓、新技術の開発等に対し支援を行うものでございます。年間の事業費といたしましては、約3,600万円を予定しているものでございます。

2の公募の概要及び結果等でございますが、第2回の公募につきましては、本年9月24日から10月23日まで公募を行ったところでございます。6事業者から6件の応募がございました。民間の専門家あるいは公設試験研究機関の職員等で構成いたします審査委員会で審査を行いましたところ、6件すべての事業を採択することとしたところでございます。内容でございますが、サツマイモ、ソバ、青大豆など、県内産の農林水産資源を生かした新たな食品やガーデニング商品の開発が5件でございます。それから、畜産農家向けの飼料タンクや畜舎を対象といたしました暑熱対策の新サービスの開発が1件でございます。また、今回採択されましたうちの2件につきましては、前回落選した事業がございましたが、産業支援財団のコーディネーターの指導によりまして、再度、計画練り直しを行いまして採択されたものとなっております。なお、米印にございますが、本年度全体の採択は、第1回目の採択分8件と合わせまして、合計で14事業、金額にいたしまして3,000万円ほどになっております。今後の公募につきましては、来年3月ごろを予定いたしております。

続きまして、2ページでございます。農工商連携の推進に係る今後の行事予定等ございま

す。まず、①でございますが、今月16日に、宮崎県農商工連携シンポジウムをウェルシティ宮崎で開催することにしております。県内で活躍されております農林漁業者や中小企業者によるパネルディスカッション等を行い、制度や事例等を紹介することにいたしております。また、②ですが、来年1月25日には、県内の農林漁業者と商工業者のビジネスマッチングを図るため、「2010農商工連携マッチングフェアin宮崎」を宮崎観光ホテルで開催するほか、③でございますが、翌日の1月26日には、約150社が出席する県内最大級の商談会「みやざき食と農の商談会2010」をシーガイアサミットホールで開催することといたしております。農商工連携の推進に当たりましては、関係機関と連携したこれらのイベント開催や、ファンドを活用した連携体に対する支援、これらを活用いたしまして、今後とも積極的に推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○篠田地域雇用対策室長 委員会資料の3ページをお開きください。雇用情勢と若年者の就労支援について御説明いたします。

まず、1の(1)の本県の雇用情勢についてです。アの(ア)の有効求人倍率の推移ですが、全国の状況は、本年7月まで14カ月連続で前月を下回っておりましたが、9月以降、2カ月連続で前月を上回っている状況となっております。一方、本県は0.4倍前後で推移してきており、10月は対前月差で4カ月ぶりに0.01ポイント上昇しております。次に、(イ)の九州・沖縄各県の有効求人倍率ですが、本県は対前年同期比で0.12ポイントの低下となっておりますが、他県も同様にマイナスとなっております。詳細は表記載のとおりです。次に、イの完全失業率の推移ですが、21年1月以降、6カ月連続で前

月を上回っておりましたが、7月の5.7%をピークに、8月以降、3カ月連続で前月を下回っております。しかしながら、5%台と、依然として厳しい状況となっております。

4ページをごらんください。(2)の若年者の雇用情勢についてです。アの全国の労働力状態ですが、10月末現在の完全失業率は5.1%ですが、その中でも15歳から24歳が9.3%、25歳から34歳が6.8%と、若年層で高くなっています。次に、イの平成22年3月新規高等学校卒業予定者の就職内定の状況についてです。まず、(ア)の本県における就職内定の状況ですが、本年10月末現在で就職内定率は54.4%で、対前年同期比で12.3ポイントの減と、大変厳しい状況となっております。次に、(イ)の九州・沖縄各県における就職内定率ですが、表のとおり、九州・沖縄各県の中でも本県は厳しい状況となっております。

5ページをお開きください。ウの平成22年3月新規大学卒業予定者の就職内定の状況についてです。まず、(ア)の本県における就職内定の状況ですが、本年10月末現在で就職内定率が40.3%で、前年同期に比べ5.3ポイントの減となっております。次に、(イ)の九州・沖縄各県における就職内定率ですが、表のとおり、九州各県とも厳しい状況となっております。次に、エの新規高等学校卒業者の就職後3年以内の離職率についてです。まず、(ア)の全国と本県の離職率ですが、本県の18年3月卒の就職後3年以内の離職率は48.2%と、全国に比べ3.8ポイント高くなっています。特に就職後1年目の離職率は、ここ最近では年々減少はしてきているものの、20年3月卒では22.4%と、全国に比べ3ポイント高くなっています。次に、(イ)の九州・沖縄各県における離職率ですが、他県に

比べ本県の19年3月卒及び20年3月卒の離職率は高くなっています。

6 ページをごらんください。オの新規大学卒業者の就職後3年以内の離職率についてです。まず、(ア)の全国と本県の離職率ですが、本県の18年3月卒の就職後3年以内の離職率は42.8%と、全国に比べ8.6ポイント高くなっています。特に就職後1年目の離職率がここ最近では減少はしてきているものの、20年3月卒では17.3%と、全国に比べ5.2ポイント高くなっています。次に、(イ)の九州・沖縄各県における離職率ですが、他県に比べ本県の離職率は高くなっています。次に、カの全国のフリーター・ニート数の推移についてであります。まず、(ア)のフリーター数の推移ですが、表のとおり、年々減少傾向にあり、20年は全国で170万人となっています。16年と比べ15歳から24歳が大きく減少していますが、就職氷河期に正社員となれなかった25歳から34歳は減少が少なく、滞留状況が続いております。次に、(イ)のニート数の推移ですが、20年は全国で64万人となっていますが、ここ数年60万人台で推移しています。

7 ページをお開きください。2の若年者の就労支援についてであります。まず、(1)の国の取り組みについてです。アの新規学校卒業生支援です。まず、高等学校卒業予定者就職面接・相談会を県内3会場で、宮崎労働局、県、県教育委員会の主催で実施しています。20年度は181名の就職が決定しました。本年度は11月に開催し、参加企業90社、参加者数は862名でした。次に、大学等就職説明会の実施です。21年度は6月に開催し、80社、572名の参加がありました。次に、みやざき就職フェアの実施です。来年2月に県内5会場で、宮崎労働局、県、開

催市町村等と共催で実施することにしていません。一般求職者のほか、来年3月卒業予定の大学生や高校生も対象にしています。次に、各ハローワークに高卒就職ジョブサポーターを配置し、学校との連絡調整や求人開拓を実施しています。また、ハローワークプラザ宮崎に大卒就職ジョブサポーターを配置し、大学との連絡調整や求人開拓を実施しています。

8 ページをお開きください。イのフリーター支援であります。まず、ハローワークによるフリーター常用就職支援です。フリーター向けの窓口を設置し、就職活動に関する個別相談、指導助言から、就職後の職場定着支援まで、常用雇用化のための一貫した支援等を実施しています。次に、ジョブカフェ——県ではヤングJOBサポートみやざきですが——における常用就職支援です。宮崎県若年者就職促進会議に対し、職場見学会実施事業、就活塾、若手交流会などの事業を委託しています。次に、トライアル雇用制度等の助成制度の活用による就職促進です。トライアル雇用の活用や若年者等正規雇用化特別奨励金により、常用雇用への移行を促進しています。20年度、21年度の事業実績は表のとおりです。次に、ウのニート支援です。まず、地域若者サポートステーション事業を実施しています。本県では昨年5月にみやざき若者サポートステーションが設置され、国から相談事業等が株式会社宮崎コミュニティーカレッジに委託されています。相談件数は表のとおりです。次に、若者自立塾事業の実施です。職業的自立を支援するため、合宿形式による集団生活を実施する団体に補助しています。本県では1カ所、特定非営利活動法人フロンティア会が事業を実施しています。

9 ページをお開きください。エの若年者支援

であります。ジョブ・カード制度等による若者の職業能力開発機会の提供を行っており、ジョブ・カードの取得者数は昨年4月から本年9月までに2,057人となっています。次に、10月23日に決定された国の緊急雇用対策の中で、高卒・大卒就職ジョブサポーターの緊急増員配置が盛り込まれ、11月16日に高卒・大卒就職ジョブサポーターがそれぞれ1名ずつ増員配置されたところです。次に、(2)の県の取り組みについてであります。まず、アの若年者就労支援についてです。ヤングJOBサポートみやぎきを設置、運営し、就職を希望する若年者に対する情報提供、相談、セミナー等を実施しています。本年度は11月末現在で2,309名の利用があり、103名の就職が決定しました。また、セミナーを56回開催し、349人の参加がありました。次に、みやぎき若者サポートステーションの運営団体にセミナー等の実施を委託しています。本年度はセミナー等を70回、129名の参加がありました。

10ページをごらんください。日本版デュアルシステムの実施についてです。これは、民間教育訓練機関等での座学と企業における実習を組み合わせた職業訓練を実施するもので、県が4コース、訓練終了者が35名、そのうち29名の就職が決定しました。また、雇用・能力開発機構で23コース、訓練終了者は296名で、そのうち243名の就職が決定しました。次に、イの県内外の就職説明会の実施についてです。まず、県外就職説明会を3会場で開催しました。今年度は59社、311名のうち、30歳未満の者258名の参加があり、うち4名の方の就職が決定しました。次に、県内就職説明会を県内6カ所で開催しました。本年度は180社、1,327名のうち、30歳未満の者907名の参加があり、うち30歳未満の

者33名の就職が決定しました。これらの事業を国、県、連携を図りながら実施しているところでもあります。

説明は以上です。

○宮原委員長 執行部の説明が終了しましたが、その他の報告事項について質疑はありますか。

○徳重委員 新規学卒者雇用対策についてですが、民間への委託雇用ということで100名程度、県の雇用ということで50名、150名ということがございますね。これは県内地域ごとに考えていらっしゃるんですか。例えば、県南、県北、県央、そういった形での雇用を考えていらっしゃるんですか。

○渡邊商工観光労働部長 地域ごとというか、全体の枠としてこういう形をとりましたので、今後どういう形でやるのか、そのあたりは、地域ごとという概念がここで必要かどうかというのはわかりませんが、いずれにしても、例えば県立高校であれば全学校に周知していますので、そのあたりの情報を全部集めて、例えば臨時的任用で、小林にいる人であれば小林における県の出先機関の臨時職員とか、そういう道もあるかもしれません。そこは今後詰めていきたいと思えます。

○徳重委員 いずれにしても、学校も実業高校あるいは普通高校、それぞれあるわけですが、雇用の状態、就職の状態が悪い地域というものもあるんじゃないかなと思うんです。悪いところにはある程度多目の配分、そういうのは考えていらっしゃるんですか。

○渡邊商工観光労働部長 配分という概念じゃなくて、要するに、就職できなかった生徒が何人おるかということです。そういう生徒に対して、どういう選択肢を希望されますかと。今後

公募します。いろんな事業が手が挙がってきます。それに対して全員に紹介していかないかと私は思っていますので、地域云々というよりも、県全体、そういう状況も加味しながら、対策をとっていくということじゃないかと思いません。

○徳重委員 高卒、大卒、今、予想される人員というか、こちらに希望する人がどれぐらいおると考えていらっしゃいますか。

○渡邊商工観光労働部長 実態はわかりません。ただ、教育委員会は、最終的にどれぐらい残るだろうかという想定をしているんです。最悪の状況は、未就職者が100名以上残るんじゃないとか、大学の場合は状況がちょっとわかりませんが、いずれにしても、非常に厳しい就職状況でございますので、最終的に1月の時点でどれぐらいと、数字がまた出てくるんだろうと思います。そのあたりも実態を踏まえまして、例えば150という枠を設けましたけれども、これで足りるのかということも考えなきゃいけない。もう一つは、枠が余ったらどうするのかという問題もあります。例えば、新規学卒者以外に雇用情勢が厳しい方々もおられるわけですから、そういう方々の対応も含めて考えなきゃいけない。今のところは、とにかく新規学卒者の対策としてこういう枠を設けましたということでございますので、今後、年を越して、先ほど申し上げましたけれども、1月になりますと、ある程度はつきりしてくるのかなと私は思っていますので、その段階で精査して、具体的な成案を得て、議案として固めていきたいというふうに考えております。

○徳重委員 けさ、テレビを見ていましたら、農業法人もさることながら、個人の農業者のところに支援しているという報道がされておった

んです。特にハウス経営は年末から年始にかけて非常に忙しくなる。冬場の仕事というのはハウス園芸家は非常に忙しいんですが、このこともありまして、場合によっては、企業という形でなくても、短期の3カ月ないし6カ月というような形での支援というのは考えていらっしゃらないのか。

○渡邊商工観光労働部長 今後検討します。当然そういうことも考えなきゃいけない。個々の農家とか企業とか、そういう分け方もないんだろうと思うんです。未就職者が手を挙げて、こういう仕事にとりあえずつきたい、できるだけその窓口を広くして、いろんなあっせんをしていくというのがこの事業だろうと思います。

それともう一つは、この事業というのは委託事業なんです。委託事業は、基金事業の要件が1つありまして、公益的なサービス事業を委託するということになっているんです。県が委託するということではございますので、あるいは県が直接雇用するということではございますので、そうすると、今おっしゃいました個々の農家で自分の農業のために手伝わせるとか、そういう事業スキームが本当に正しいのかどうか、厚労省がこの基金をつくっているわけですが、非常に要件が厳しいんです。先ほどのペーパーの中にもありましたように、今後、国にも要件緩和を強く要望していこうと。使いやすい、かつ次の就職に結びつくような雇用の使い方、これがベストだと我々は思っていますので、そういうことも考えていきたいと思っています。

○徳重委員 農家に就職をされた人が8カ月ぐらいで切れる。その後は支援を受けられない。農家ではとても雇用し切れない。その方がおっしゃっていましたが、非常に楽しい、この仕事

を続けられるんだったらありがたいと。新規就農につながるんじゃないかと、私は非常に期待もしたところでありまして、そういった形の中で、就職される方が再雇用の道あるいは自分の将来への方向を見つけていったらいいんじゃないかなと、非常に期待したところです。

○坂口委員 関連してですけれども、よくここまでこぎつけられたなと思うんです。新卒者ということと、限りなく公的雇用に近いということで、しかも交付金事業で、本県みたいに特に財政力の弱いところでよくこぎつけられたなと思うんですけれども、150ということと、限界もあったんでしょうけれども、今後、要件緩和を求めていくということがありますね。具体的に、ここまでたどられることでどこらがネックだったのか、どうしても越せなかったのかということと、要件を緩和すれば今後どういったい方向に向かうのか、改善方向に向かうのかというようなところは、ある程度の含みというのを持っておられるんですか。

○渡邊商工観光労働部長 これは知事とも十分議論したテーマなんです。というのは、単に企業に派遣して、企業で新たな事業に使っていただくんじゃないで、次のステップに、次の正規雇用につながらなくては意味がないわけです。例えば、職業訓練的なこともできないのか。今の基金事業のスキームでは、要件ではできないんです。そのあたりがネックでございまして、要件的に制限があるわけです。したがって、我々としても、国に要件緩和を申し上げていきたいと思っておりますし、ある面では、雇用というところだけに着目するんじゃないで、やはり出口で、先ほど言いましたように、正規雇用に結びつかないと意味がないわけでございますので、ある程度新たな産業の創出につながるという

意味では、今の事業展開というの、こういう方法も我々としてはあり得ると思っておりますし、いろんな事業展開ができるような、選択肢が多いような、いろんなことができるような基金事業であると使い勝手がいいというか、我々地方でもいろんな可能性を検討しながら、事業展開ができるのではないかとこのように思っています。

○坂口委員 ぜひ、そうあってほしいと思うんです。これをステップにして、引き続き正規の雇用につながっていく、今度は自前で雇用できるというような……。そこで一つには、これとセットで、この1年の間に、特に上の100名ですけれども、そこで何らかのフォローアップをやっていながら、雇用者側も被雇用者側もそれを継続して正規になっていくんだというところへつながる一つの支援策、それから、そこをある意味ではデモンストレーション的な場と考えて、実際、企業なりに行って、そういった労働という活動を経験する中において、直接雇用している雇用企業以外のところからそこに目を向けさせて、こういう人材をうちが欲しいよなとって、それが次のところでまた雇用につながっていくというような、基金事業の中でそこらのフォローアップ事業が、専門家を何名か雇用してというようなのが緩和の中でやっていけると、思惑に沿えるような結果につながるんじゃないかなという気がしたものですから、緩和というのは今後ぜひとも全力を挙げて実現してほしいということを要望しておきます。

もう一点、本資料の2ページ目の③、農商工連携、「みやざき食と農の商談会2010」、農林水産省事業でこちらがやっておられるというのは、農政水産部あたりが何らかの形でかんでこない、そこらの情報交換なり、今後、情報を

蓄積していった、それを本県の農業に生かすという、そこらがどうかと心配なんですけれども、中身はどうなっていますか。

○吉田商業支援課長 毎年、県産品商談会というのを我々サイドのほうでやっています、もう22回やっているんですけれども、それをやるにつかまして、農林水産省の事業がありましたものですから、宮崎銀行とか金融機関、こちらが取引先の商業の活性化ということで取り組んでおります。農林漁業者、食品加工業者等呼びまして、150社とバイヤー2,000人が商談会をやるということで、そこでどういう農産物が今後市場に出るといいかなとか、どういう加工品がいいかなということで、商談を大規模にやるという事業でございます。

○坂口委員 農業サイドから見ていて、バイヤーのほうで求めるものに近づける——一つは品種の問題がありますね。栽培技術とか管理の問題、ぜひとも農政水産のそういった技術面からの情報は的確にとらえていって、それを生産にフィードバックするというのが必要じゃないかなという気がするものですから、今後、課題としてですね。

○吉田商業支援課長 わかりました。

○星原委員 先ほどの新規学卒者雇用の件に関してなんですが、実はある企業の社長さんと話している中で——企業あたりと、教育委員会なり皆さん方のほうでもいいんですが、どういった形だったら企業が1年なら1年引き受けてくれるかという要望等を聞かれたことはあるんですか。今スタートして、これからそういう形でやっっていこうということなんですか。

○渡邊商工観光労働部長 今、教育委員会の進路対策専門員を増員しまして、各学校を全部回っているんです。我々は、個別企業は回って

いませんけれども、各団体をお願いしています。今後、各個別企業を回ろうかと思っていますけれども、その中で言われていることは、企業の本体そのものが、いずれにしてもこういう厳しい状況なものですから、まず年の瀬を越えられるかどうかということに心配されている企業が多いみたいです。したがって、もちろん雇用したいんだけど、そのあたりの状況を見たいという企業もあられる。それから、もう一つ言われたのは、やはり金融対策です。もうちょっと金融対策あたりを充実してほしい、そういう御意見もあったそうです。具体的に、雇用については、事業を拡大する、生産量をふやす、そういうことでないと雇用はふえないわけございまして、基本的にはそこにぶつかるわけです。

したがって、今、生産量がなかなかふえていない、あるいは需要がない状況の中で見通しが立たない、そういう中で雇用を差し控えている、そういう状況だろうと思うんです。したがって、雇用対策はもちろん必要なんですけれども、出口でちゃんとした雇用を吸収する企業といいますか、企業が元気でないといかんわけで、基本的にはそこにきわまるといいますか、雇用対策も結局、新しい産業創出、企業が元気になるということが解決でございますので、そういう視点で産業対策というのを考えていかないかというふうにも今、強く思っているところでございます。

○星原委員 その社長さんいわく、高卒の人たちが自分のところの企業ですぐ使えるかということなかなか厳しいと言うんです。というのは、車の大型の免許とか、フォークリフトの免許とか、資格がある程度あったり、多少経験していないと、すぐに使えないので、新卒者はなかなか

か入れきらない。即戦力で使いたいという話をされるものですから、そうなってくると、技術専門校、そういうところでの資格なり、あるいは清武にある産業開発青年隊、今までにもそういう形の資格を取るためにやられていると思うんですが、一方では、そういう資格を持たせることを1年なら1年やって、企業に使えるような形も今までもなされておると思うんですけれども、そういうことがないと、新卒をすぐにとというのがなかなか厳しいんですという話があったものですから、なるほどそういうことも一方で考えていかないのかなというふうに思った次第であります。そういう面やらを組み合わせながら、厳しい中をうまく乗り越えていってほしいなというふうに思うんです。

○渡邊商工観光労働部長 先日、都城のある企業の社長さんは、やはり即戦力ということで、新卒雇用はゼロでございました。工場を今度拡大するんですけれども、そこに新卒雇用はいないんだそうです。みんな即戦力で、そういう経験のある方を採用した、そういうお話を聞いております。今おっしゃった視点は非常に大事なんですが、この基金事業を活用するときにそういうことができないのか、知事なんかの発想は斬新でございまして、県庁で雇用して、職業訓練あるいは技術、そういうことはできないのかということも知事は一つ考えておられたんですけれども、この基金事業ではなかなかそれが難しい。それともう一つは、県庁で直接雇用しますと、地方公務員法上の問題も出てきまして、制度的なネックもあるわけでございます。したがって、いろんな方法で次の正規職員としての就職に結びつくような基金活用というのが一番大事だと我々も思っていますので、とにかくそういう視点でこの事業を進めて

いきたいと思っています。

○星原委員 よろしくお願ひします。

○井上委員 関連。今の部長の答弁からすると、県の臨時的任用という50名、これはわけがわからないんですけども、これは何なんですか。なぜ①に入らなかったのか、何で県の任用なのかというのがよくわからない。

○渡邊商工観光労働部長 この基金事業というのは2つありまして、一つは委託事業です。もう一つは直接雇用で新たな事業、公サービスを展開していいという事業スキームなんです。もちろん、民間の公募型でこういう事業を一つ考えました。もう一つは、県庁で直接雇用しまして、新たな県の公サービスを提供するときにその新規学卒者を使うということでこういう事業展開になっているということです。

○井上委員 任用というのは4カ月から8カ月ですね。先ほど言われたようなスキルというか、そういうのがアップできるようなものに、県の臨時的任用の中でそれは可能かどうかという話です。

○渡邊商工観光労働部長 先ほどから申し上げますように、できないんです。できないから我々は困っているんです。今後、国に要望していきます。井上委員にも強く要望して民主党のほうにもつないでいただきたいと思っておりますけれども、我々としては強く要望して、次のスキルアップに結びつくような雇用形態ができないのか、基金活用ができないのかというのが我々の一番今……。したがって、この要望にはそういうことが書いてあるんです。要望としては、そういうことを要望したいということでございます。

○井上委員 笑って済まされるような内容ではないと思っているんです。結局、費用対効果で

すね。効果があらわれるのかということと、民間への委託雇用というのは、先ほど星原委員からも出たように、いろんな意味での、次のステップも含めていろいろなことが考えられるんです。企業に直接金はやれないんだけど、こういう形だったら何かいろいろなことが考えられるわけです。先があるわけです。この県というのは、人的なものを、今いる任用の方も含めてですけども、膨らませるということではないんでしょう。膨らませるんですか。50膨らませるということ。

○渡邊商工観光労働部長 50膨らませるということですよ。

○井上委員 50膨らませるんだったら、50膨らませたのも、県が何ができるかです。単に、仕事って、こんなに職場って楽なのと思われると、ちょっと言い方が悪いんですが、それは困るんです。一番困ることなんです。本当に仕事をしていくときの、そこで身につけるべきものが身につくということが大事なんです。そこがないと、ただ一時期、頭で何を考えていらっしゃるかかわからないけれども、若い女の子が50名来て、しばらくいて、そういう発想なのか、それとも、これには男子学生も入っているというふうに思えば、その人たちも含めてどういう職業的なことがここでできるのかということなんです。そこが知りたいんです。

○渡邊商工観光労働部長 井上委員がおっしゃっていることは、もちろんそのとおりだと思うんです。我々は、この場合は、従来の、例えば臨時職員のイメージではいけないと。少なくとも、県庁内あるいは出先機関あるいは教育委員会で本当に次のステップアップにつながるような職業、仕事、そういうものについてもらうということが一番大事だろうと思います。そ

れともう一つは、その中で次の正規の雇用に結びつくようなスキルアップ、そういうのに結びつくような仕事につかせないと意味がないと思っていますので、そのあたりは十分我々も、今検討しているところでございます。そういう御意見に沿うような形で、そうしないと、この活用が意味がありませんので、我々もそう思っています。

○井上委員 私も前の議会の中で公的任用ということは取り上げたことがあって、これは、やってほしいということの一つであるんです。ただ、いろんな意味で危険性もあるわけです。同じ5億以上の金を使うとしたら、5億以上の効果が出るというのが、そこが非常に大事なのではないかと。県の臨時的任用のときの任用先というのが、私は注目だなというふうに思うんです。よく考えないと、ここは税金の使い方を含めて問題点のあるところが出てくるのではないかと。このメッセージの仕方も、本来雇用したいなと思っていたところとの関係とかはどうなるのかなと思ったり、タイミングの問題とかいろいろ考えさせられるんですが、できるだけ宮崎も、年越し派遣村みたいなことがないような、ワンストップのサービスができるような状況というのは一方ではつくらないといけないんでしょうけれども、このメッセージがそういう形では企業にとってのアップになるような、5億以上使うわけですから、そこは考えていただきたい。私は、これについては期待と警戒と両方持ちながら注目しているんです。

○渡邊商工観光労働部長 井上委員がおっしゃったことは、もちろんそういう心配はあると思うんです。我々も教育委員会と一生懸命このあたりは議論したテーマなんです。というの

は、先ほど言いましたように、進路対策専門員が就職活動を一生懸命やっておられるんです。そういう中で、こういう形のものも一方で打っていいのか、まずはその状況を見ようじゃないかという議論もあったんですが、非常に不安を持っている生徒さんたちあるいは御家族、そういう方々に、ある面でのセーフティネットとして、こういう対策もありますから、一生懸命就職についても頑張ってくださいというメッセージでもあると私は思っていますので、そういう意味で、教育委員会あたりとも十分議論して早期にこういう形を出していただいたと。もちろん、我々としては、先ほども申し上げましたように、この雇用形態が、こういう活用が正常な姿とは思っていないんです。企業にちゃんと雇用してほしい。これはあくまでも、そういう方々から外れた方に対するセーフティネットですよということを先ほども御説明しましたけれども、そういう観点でおりますので、今後とも、我々は企業に粘り強く雇用についてお願いしていくしかないし、教育委員会の進路対策専門員についても本当に頑張ってください、そういうふうには思っています。

○井上委員 最後に要望ですが、知事が言われたのは、ある意味では同感なんです。東北とかに調査に行ってみると、即戦力の人材というのを作り上げているんです。やはりその掘り起こしと、それから、教育機関ではないのであれですが、教育委員会とはそういうことも含めてマッチできるような、労働のあれがスムーズにいけるような体制というのをつくっていただくようにこれからも——こういうことを繰り返さないで済むような状況をどうやって作り上げていくかということが大事なのではないかというふうに思っていますので、よろしく願いした

いと思っています。

○宮原委員長 お願いということですので、よろしく願います。

○太田委員 関連することではありますが、要件緩和というのが今後の課題だなというふうにも思っております。民間と県との関係で形態が違うものですから、イメージを確認するために質問させてもらいますが、県の臨時的任用については、例えば教育委員会であれば、学校の先生のかわりといったらいけませんが、講師も可能ということではないですか。

○古賀商工政策課長 これから具体的に考えていくんですが、臨時的にする場合に、例えば介助を必要とする生徒さんがいらっしゃったら、その補助員になっていただくとか、そういった高校生でもできるようなものがあるんじゃないか、もしくは教員の資格を持っている場合は、そういった方々と競合するものですから、一般的に雇おうとしていますので、そこは問題があるんじゃないだろうか、そのあたりについては今後、教育委員会と詰めさせていただきたいと思っております。

○太田委員 高卒者、大卒者と書いてあったものですから、教員免許を持っている方が自分の経験を生かすことができる、将来それが自分の経験として付加されるならば講師もいいなという思いがあったものですから、今後、2月議会で成案をするということですから、その辺の議論もお願いしておきたいと思えます。

それから、民間のほうなんですけど、企業等へ委託ということで部長も説明されたところなんですけど、イメージ的に、企業が人を採用するから、それにこの金を使うということじゃなくて、公的な事業の何かの委託をする、そのことが認められた場合に採用がなっていくというこ

となんだろうなと思ったんですが、単なる個人採用、企業が採用することに補助金を出すということではないわけですね。その辺をちょっと説明してください。

○渡邊商工観光労働部長 この基金事業は一番そこがポイントなんです。今回は委託するんですが、委託事業内容を民間から企画を公募するということです。我々行政サービスを今やっています。直接やっている、あるいは委託してやっています。民間企業は民間企業で純粹の事業、企業収益に結びつく事業をやっています。この基金事業はどういう事業に充てられるのかということになりますと、例えば新規事業、新エネルギーとか新たなテーマに向かった研究事業とか、あるいは販路拡大、新たな事業拡大、これは考えてみれば企業の自分たちの事業じゃないかという言い方もできるんですが、全体的には、県全体の県産品、物産の振興につながる事業とか、いろいろつながりはあるわけです。そこはいろんなテーマがあります。国が示した基準がいっぱいあるんですけども、例もあります。そういうものを企業に示しながら、企業のほうで考えていただきたいんです。実は、この同じ事業は、ふるさと基金で今年度やった事業もあります。観光なんかも観光応援事業としてやった事業もあるんです。そういうものをいろいろ、我々の発想では出てこないような発想というのを企業から公募する。そして、それを整理しまして、あなたたち、そこに行きなさいというんじゃなくて、未就職者も自分に合った仕事というものを希望するんだろうと思うんです。そこをうまくマッチングさせることが一番大事だと。それから、県の事業でも、先ほど講師の話がありましたが、いろんな仕事が出てくるわけです。そういう仕事を外に出しながら、

どれを選択されますかという要望を聞いて、そこをうまくマッチングさせなきゃいけない、我々はそう思っていますので、そういう事業展開を今後具体的に精査して、事業スキームをつくっていききたいというふうに考えております。

○太田委員 わかりました。今の就職状況等で臨時的にさっさと対応されておるということについては、評価をしていきたいと思います。要件緩和というのは大事だろうと思うし、私は、直接雇用ができるような、昔の失対事業みたいなのが今必要じゃないかなという気がして、国のほうにはそういった柔軟な対応ができるような、雇用の悪化を防ぐような要件緩和ができたらなと思っております。

ほかのテーマに移りますけれども、本冊資料の1ページ、農商工連携のほうですが、今回6事業が新たに採択されておるわけですが、対象事業に①②③というふうにあるわけですが、今回は①のみが6事業上がったという理解でいいと思いますが、2回目の公募の結果でありますので、トータルすると、①の新商品等開発促進事業だけだったのか、内訳を教えてください。

○森工業支援課長 今回、第2回目につきましては、新商品等の開発が6件でございます。

○宮原委員長 すべて合わせてという分も教えてくださいということでした。

○森工業支援課長 失礼しました。1回目、2回目の公募合わせまして、①が11件でございます。②新生産技術等開発支援事業が1件でございます。③農商工連携支援機関活動助成事業が2件でございます。

○太田委員 わかりました。

○野辺委員 既に出たことなんですが、新規高等学校卒業者が3年で48.2%、約半数離職して

しまっておるといふ大変ゆゆしき状態だと思ふんですが、学校の就職指導とかいふ面でちょっと安易な面があつて、とりあへず学校の名声を上上げるよふな形の中で、そういうことは必ずしもないといえるんでしょふか。

○篠田地域雇用対策室長 新規高等学校卒業者の離職率なんですけれども、いろいろ企業から求人があつて、仕事についてみたけれども、その中で、例えば仕事が自分に合ふないとか、あるいは賃金が思つたよりもらえないとか、あるいは行つた企業先で相談体制ができていなくて一人孤立して、やめてしまおうかなとか、そういうこと等で離職している傾向があるよふでございませふ。

○野辺委員 先ほども井上委員のほうから指摘がありました、今回の新規学卒者の雇用対策の中で、県の臨時的任用とかこふうのがこふう形の中で結びついてきてしまふ心配があるよふな気がするんですが、1年目でやめてしまふとか、そういうことはありませふか。とりあへず、しようがないといふことでやられていふことではしょふか。

○渡邊商工観光労働部長 今の基金事業の要件の中でこふう事業を考えたと。県としても行政として、民間企画提案型もやりますけれども、臨時職員といふ採用形態が法上認められていふわけではございませふので、それを活用しながら一時雇用するといふことでございませふして、先ほど井上委員からもありましたよふに、中身については、新規学卒者だといふことを踏まえてどういふ形で仕事につかせるのか、これを十分議論していかないかと。ただ、これはこふう枠を用意したといふことでございませふして、先ほど言ひましたよふに、子供たちの要望とか意見とか、あるいは学校側の意向とか、こふう

ことも十分聞きながら、ちゃんとした形で最終的に就職させる、雇用すべきだといふよふに考えていませふので、一応こふう枠を用意したといふことで、中身は今後検討させていふたぐといふことにしていふたぐたいと思ひませふ。

○野辺委員 県立産業技術専門校の22年度卒業見込みの内定率は今幾らなんでしょふか。

○押川労働政策課長 11月25日現在で内定率が81.4%となつておひませふ。

○野辺委員 卒業までには100%いけるといふ見込みではしょふか。

○押川労働政策課長 先ほどから出ていませふよふに、非常に今厳しい状況にありませふ。校長を初め県内外走り回つて100%に少しでも近づける努力をいたしていふところではございませふ。

○野辺委員 こふうの中で、今度の定員を10名ふやすといふことではございませふが、これは2年ですかね、だから可能だといふことの見込みで……。

○押川労働政策課長 西都のほうは2年体制になつておひませふ。

○野辺委員 卒業時には十分いけるといふ考えのもとに今回の枠の臨時的な定員増といふことを図られるといふことではございませふか。

○押川労働政策課長 来年3月就職される方の中で就職ができなかつたといふよふな方が進路を変更されて、2年間のスキルアップに努めていふたぐ、こふうことでより就職がしやすいよふな環境に、10名ではございませふけれども、置かれたらいいと思つておひませふ。

○野辺委員 年末の雇用・金融対策ではございませふが、これは12月26日から30日、このねらいは、来春からの就職をねらつた年末の相談窓口の設置といふことになるんでしょふか。

○古賀商工政策課長 職がない、もしくは住まいをどうしようかといふよふな方も当然年末に

なりますと出てくるでしょう。さらに、年末になりますと、金融、これにつきましては、我々のほうで扱っていますのは中小企業の資金繰りもございますけれども、一般の方々の資金ということも出てくるだろうと。それにつきましては、福祉資金とか消費相談という格好で相談に応じていきたいと。特に年末は、相談に行こうと思っても、行く場所、どこに行ったらいいんだろうかというようなことがございます。我々のほうとしては、できるだけワンストップでそういったものが対応できるようにしたいというふうに考えて、こういった窓口を設置しようということで今調整をいたしております。

○野辺委員 金融窓口なんかは、例えば26日から30日で年内の融資とかいうのは可能になってくる件があるんですか。

○古賀商工政策課長 銀行は30日まであいていると思うんですけども、30日に申し込んで30日に金が出るというのは難しいんじゃないかなと思います。ただ、相談をしていただいて、こういった方法があるという部分では、すぐすぐその日には解決しませんけれども、解決方法というのをその方にはお示しできるので、その点では安心していただけるのかなと思っております。

○野辺委員 そういう意味からしたら、もうちょっと早目にできないのかなと。年内融資も可能であるような日程的な組み方はできなかったのかなと思ったんです。

○古賀商工政策課長 例えば、中ほどに書いておりますけれども、信用保証協会でしたら、19日以降は年内ずっと応じられるという格好にいたしております。また、金融機関においても柔軟な対応をしていただけると思っておりますので、そういった不安のあらわれる方については早

目に御相談していただくのが第一なんですけれども、さらに年末になってどうしようかというときに、セーフティネットとしてこういった窓口を設置するというものでございます。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○黒木委員 県の臨時的任用ですけれども、これは待遇としては22条職員に準じるということでしょうか。

○渡邊商工観光労働部長 そのとおりです。

○黒木委員 民間への委託の場合も、それに準じるような形でこの基金が運用されるわけですか。

○渡邊商工観光労働部長 民間につきましては、うちの実態調査がありまして、新卒高卒の初任給あるいは新卒大卒の初任給、そのあたりの実態を踏まえて支給要件については考えていきたいというふうに思っています。

○黒木委員 新卒ではないんですけれども、今、問題なのは、年末にかけて、来春についてもですけれども、失業がふえる可能性がある。特に建設業なんかは入札制度改革でどこが生き残るかわからないような状況で、例えば中山間地では、県有林を利用して、何らかそこで雇用を一時的にも生もうということで対策を講じようと、景気・雇用対策の補正予算とか使ってするんですけれども、どれぐらいが失業するか、どれぐらいが確保できるのかというめどが立たないものですから、なかなか難しいんです。話を聞きますと、4月からのほうが必要という声を聞くんですけども、とにかく計画を立てられないものですから、難しいものですから、それをやっていただくとありがたいという人たちは幾らもいるんですけども、各部と連携していただいて、市町村とも密着していただいて、雇用対策、そういったものをしていただ

くと助かると思いますので、ぜひそれをお願いしたいと思います。

○**渡邊商工観光労働部長** 黒木委員がおっしゃるとおりだと思うんです。先ほど私、冒頭で御説明しましたけれども、雇用情勢が厳しいのは新規学卒者だけじゃないんです。特に中山間地域、それから来年度に向けて公共事業が概算要求ベースで15%も減っている、そういう中で今後雇用情勢はますます厳しくなる。したがって、我々としては、今回は一応新規学卒者対策ということで早目に出しましたけれども、全体の雇用対策というのは早急にまとめなきゃいけないと思っております、今その作業にもかかっておりまして、特に中山間地域対策、そのあたりも含めてやらなきゃいけないと。そして、早く出して、4月からスタートできるような仕組みというのが一番大事じゃないかと我々思っていますので、そういうことも含めて今検討しているところでございます。

○**宮原委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**宮原委員長** ないようですので、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**宮原委員長** これもないようですので、それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様には大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩

午後1時1分再開

○**宮原委員長** 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○**山田県土整備部長** 商工建設常任委員会の皆様には、かねてより県土整備行政の推進に大変な御指導、御協力を賜っておりまして、厚く御礼を申し上げます。

御説明に入らせていただきます前に、まずお詫びを申し上げます。先日、建設技術センターにおいて業務用パソコンが紛失しましたことが判明いたしました。幸い、情報漏えいはなかったものの、今後このような事態が発生しないよう、物品の適正な管理、利用や、情報セキュリティの徹底を改めて図ってまいりたいと存じます。まことに申しわけございませんでした。

次に、一言お礼を申し上げます。去る10月28日に宮崎市で開催しました九州地方治水大会宮崎大会、10月21日に日向市で開催しました東九州自動車道建設促進地方大会及び11月5日に高千穂町で開催しました九州横断自動車道延岡線建設促進地方大会におきましては、宮原委員長を初め委員の皆様の御出席を賜りました。改めて厚く御礼を申し上げます。

今後とも、東九州自動車道を初めとします県内高速道路の早期整備やその他の社会資本の整備に向け、全力で取り組んでまいりますので、委員会を初め県議会の皆様のより一層の御支援、御協力をお願いいたします。

今回の委員会で御審議をいただきます県土整備部所管の議案等について概要を御説明いたします。お手元に配付しております常任委員会資料の表紙をめくっていただきますと、目次でございます。まず、管理課から、県土整備部の11月補正予算案について御説明を申し上げます。また、公の施設の指定管理者の指定につきまして、議案を提出させていただいております。次

に、道路建設課から、工事請負契約の変更につきまして、議案を提出させていただいております。また、報告事項として、宮崎県の中長期道路整備計画の中間見直しについて御説明申し上げます。次に、道路保全課から、道路の管理瑕疵に係る損害賠償額の決定を専決処分で行ったことにつきまして、御報告を申し上げます。次に、都市計画課から、宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして、議案を提出させていただいております。これは、土地区画整理法に基づく知事の権限に属する事務の一部について、住民の利便性の向上や事務処理の効率化等の観点から、取り扱いを希望する市に移譲を行うために条例を改正するものでございます。最後に建築住宅課から、公の施設の指定管理者の指定につきまして、議案を提出させていただいております。また、県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停の専決処分を行ったことにつきまして、御報告を申し上げます。

以上が当委員会で御審議いただきます議案等ではありますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしく御願いたします。以上でございます。

○成合管理課長 管理課でございます。

まず、今議会提出資料について御説明いたします。各課が本日の委員会で説明に使用いたします議会提出資料は、1つ目が11月定例県議会提出議案、2つ目が11月定例県議会提出報告書でございます。県土整備部関係分だけを抜粋してお手元の常任委員会資料にまとめておりますので、各課はこの資料で説明させていただきます。よろしく御願いたします。

それでは、委員会資料の1ページをお開きください。県土整備部の11月補正予算の概要につ

いて御説明いたします。今議会において県土整備部の歳出予算の補正はございません。ごらんいただいております表は、一般会計繰越明許費の補正でございますが、新たな事業の追加として、公共交通安全施設事業など、次の2ページをお開きいただきますと合計欄がございますが、21事業、35億3,153万5,000円をお願いしております。

次に、3ページをお開きいただきますと、繰越額の増額変更をお願いしております。公共道路新設改良事業など7事業でお願いしており、補正後の繰越額は180億8,140万7,000円となります。これらの繰り越しの理由といたしましては、用地交渉、工法検討に日時を要したことなどによるものでございます。

なお、今回の追加と変更を合わせた補正後の見込みを4ページにまとめて記載しております。今議会の申請分を含めまして、合計欄のとおりでございます。

次に、5ページをごらんください。一般会計債務負担行為の補正でございます。管理課の宮崎県建設技術センター管理運営委託費など6事業で合計30億9,862万円の追加をお願いしているところでございます。

次に、6ページをお開きください。債務負担行為の変更でございますが、都市計画課の公共街路事業費で変更をお願いしております。これは、先ほど説明しました5ページに記載の地方道路交付金事業費に振りかえるものでございます。

続きまして、7ページをごらんください。議案第9号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。本議案は、清武町に設置しております宮崎県建設技術センターにつきまして、公の施設に関する条例第10条の2第3

項の規定によりまして、指定管理者を指定するものでございます。このことについて地方自治法第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるものでございます。まず、1の指定管理者候補者でございますが、学校法人宮崎総合学院理事長川越宏樹であります。次に、2の指定期間でございますが、指定管理業務内容が人材の確保あるいは青年隊の教育ということから、これらに関するノウハウの蓄積と成果の発揮に期間を要すること、教育期間が専攻課程を含めると2年間ということ等から考慮いたしまして、5年間としております。次に、3の指定管理者候補者の選定についてでございます。

(1)にありますように、ことしの7月1日から8月31日までの2カ月間公募を行っております。その結果、1団体から応募があったところでございます。指定管理者候補者の選定につきましては、(2)の①にありますように、1次審査で申請書類に基づいた資格審査を実施いたしております。次に、2次審査において、②に記載しておりますように、選定委員会において審査を行い、候補者を決定したところでございます。

次に、8ページをごらんください。(3)の審査結果について御説明いたします。資料に記載しておりますように、600点満点で471.5点、100点満点に換算いたしますと、平均が78.6点でございました。選定の理由は、記載しておりますように、まず基準点の60点を超えていること、次に宮崎総合学院——今回の指定管理者候補者でございますが、学校法人の経営あるいは指定管理業務の実績を有してありまして、その豊富なノウハウにより効果的な人材育成が期待され、また施設の利活用促進を図る提案等もあったことなどから、効果的かつ効率的に事業

を実施する管理運営能力を有すると認められたことによるものでございます。最後に、4の指定管理料でございますが、年額で9,340万円、指定期間の5年間の総額で4億6,700万円となっております。

管理課につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○濱田道路建設課長 道路建設課でございます。

委員会資料の9ページをごらんください。議案第8号「工事請負契約の変更について」御説明いたします。一般国道219号地域連携推進事業の片内トンネル工事の請負契約の変更についてであります。下のほうに位置図がございますけれども、現在、西都市大字尾八重におきまして、片内トンネルの整備を進めております。1番に片内工区の事業概要、2番に片内トンネルの工事の概要を記載しております。3番の工事請負契約の概要でございますが、当初の請負金額が7億2,562万1,780円、変更契約金額は7億8,043万1,000円を予定しております。契約の相手方は吉原・富岡・坂口特定建設工事共同企業体、契約工期につきましては、平成22年3月15日までを6月30日まで延伸する予定にしております。4番の変更理由でございますが、トンネル掘削における岩盤や坑口付近の地質が当初想定よりも悪かったため、ロックボルトや鋼製支保工、さらには坑口付近ののり面の安定を図るためのアンカー工を追加施工する必要が出てきたことによるものでございます。

10ページをお開きください。米印でNATM工法について簡単に御説明しております。この工法は一般的な工法でございますけれども、吹きつけコンクリートとロックボルトで地山の安定を図るというものでございます。地質が想定

よりも悪かったことから、吹きつけコンクリートの厚さを厚くする、あるいはロックボルトの長さを長くするとともに、本数をふやしております。さらに、H形鋼による鋼製支保工というものも使っておるんですけども、当初は断面の上半分に設置する半円形のを予定しておりましたけれども、下半分にも必要ということで馬蹄形の支保工に変更しております。米印の上のほうにトンネルの平面図を示しておりますけれども、図面の右上に「至宮崎」というふうに書いてございます。こちらのほうから掘削を始めておりますけれども、坑口付近ののり面対策としまして、当初はのり枠とロックボルトということで予定しておりましたけれども、掘削開始前の大雨の影響でのり面にクラックが発生しましたことから、再調査をした結果、アンカー工を施工することになりました。こうした要因により今回の増額変更をお願いするものでございます。

次に、11ページをごらんください。報告事項でございます。宮崎県の中長期道路整備計画の中間見直しにつきましては、これまで6月及び9月の常任委員会において御報告したところでございますけれども、その後の状況について簡単に御報告いたします。2の(4)の会議内容でございますけれども、宮崎県中長期道路整備計画懇談会を、②に書いてございますように、11月12日に2回目の懇談会を開催しております。その中で、主な意見として示しております交流空間としての道路の利活用、トラックの大型化に対応した整備、維持管理、部局間をまたぐ連携等の御意見、御示唆をいただいております。

12ページをごらんください。3のアンケート調査の概要で、(2)の企業アンケートという

のを今回追加で行っております。物流あるいは観光業界等の企業に対しまして、困っている点や改善すべき点を調査いたしております。④の結果概要で、表に示しておりますけれども、道路整備につきましては、①の高速道路の整備や③の幹線道路の整備にあわせまして、②の都市部の渋滞対策というものを求められております。維持管理につきましては、通行どめに困っている状況、あるいは安全通行のための木の伐採といったものが挙げられております。利活用につきましては、有料道路の料金値下げ、わかりやすい案内標識の設置といったことが求められております。米印の参考調査でございますけれども、コミュニティバスを運行しております県内20の市町村へ道路に関する課題等を調査しております。その結果としまして、幅の狭い道路の拡幅や除草あるいは木の伐採、こういったことが求められております。4番の課題の整理でございますけれども、前回までは(1)から(7)までの7つの課題でございましたけれども、今回追加のアンケート調査と懇談会での議論を踏まえまして、(8)から(10)までの3つを追加いたしまして、合わせまして10の課題という形で整理しております。最後に、5番の今後のスケジュールでございますけれども、当初予定では今年度末までに見直しを行うということとしておりましたけれども、国の道路整備に関する動向を踏まえまるとともに、県のほうで次期総合計画を策定するということになりましたので、1年延ばしまして、平成22年度末までに延伸するということになりましたところでございます。

道路建設課からは以上でございます。

○大寺道路保全課長 道路保全課であります。

損害賠償額を定めたことについて地方自治法

にありますとおり、4者から応募がありました。なお、指定管理者につきましては、③にありますとおり、県営住宅と延岡市営住宅2,571戸を合わせて同一の者に一体的に管理させるため、延岡市と共同で公募を行っておりまして、延岡市におきましては、現在開会中の延岡市議会に市営住宅等の指定管理者の指定についての議案を上程しております。指定管理者候補者の選定につきましては、各応募者に対し、(2)の①にあります選定方法によりまして、②にあります指定管理者候補者共同選定委員会における審査を経て選定されたものであります。

次のページをお開きください。審査の結果につきましては、(3)の①にありますとおり、延岡宅地建物取引業協同組合が1,200点満点で949点となっており、応募4者中第1位の得点でありました。平均点158.2点ということで、100点満点に直すと79.1点ということです。また、②の選定理由といたしましては、総合的に最も高い得点を得たこと、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること、県営住宅制度を十分に理解した上で徴収対策、維持修繕を図ることなど、適切な事業計画が提案されていることが認められたことによるものであります。次点以下の応募者につきましては、1者、公営住宅の指定管理の実績のある者からの応募がありましたが、管理の人員体制に疑問があり、相対的に低い評価となっております。残る2者につきましては、賃貸住宅の管理実績がなく、低い評価となっております。最後に、4の指定管理料につきましては、年額で3,054万円、指定期間の3年間で9,162万円となっております。

21ページをごらんください。次に、県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停につ

いて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。県営住宅の家賃等を滞納されている方に対しましては、入居者の立場に立ったきめ細かな納付指導を行っているところですが、受益者負担の公平性を確保する観点から、悪質な滞納者に対しましては、明け渡し訴訟等の法的措置を講じているところであります。表に掲げております2名につきましては、県営住宅の家賃等を長期間滞納しており、これまでの再三の請求に対しても家賃等の納付がないことから、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第33条第1項の規定に基づき、住宅の明け渡し請求を行いました。うち1名につきましては、滞納している家賃を分割により納付する旨の申し出があり、分割納付もやむを得ないものとして和解を行うこととしたものであります。また、もう1名につきましては、誠意ある対応が見られず、期限までに住宅を明け渡さなかったことから、住宅の明け渡しと滞納家賃等の支払いを求めて訴えを提起するものであります。表の右端の専決年月日を持ちまして、それぞれ専決処分を行ったものでございます。

建築住宅課は以上であります。

○宮原委員長 執行部の説明が終了しましたが、その他の報告事項の質疑につきましては、後ほどお受けしたいと思っておりますので、まず議案及び報告事項についての質疑を受けたいと思っております。

○太田委員 管理課のほうで7ページであります。公の施設の指定管理者の指定について、結果的には1団体ということであるわけですが、できれば複数団体応募されることが望ましいのではないかと思うんですが、1団体だったことについてはやむを得ないと思っておりますが、その辺の感想はいかがでしょう。

○成合管理課長 今回の建設技術センター指定管理につきましては、7ページの公募の状況のところでございますように、残念ながら応募団体が1団体ということでございました。委員の御指摘のとおりでございます。県といたしましては、県公報あるいはホームページ等、マスコミ等に広報いたしまして、直接的には経済団体にも声かけをしたり、いろいろ工夫をしたところでございます。7月から募集しまして、7月に実際に建設技術センターのほうで現地の説明会を実施したところ、8者ほどが現地視察には来ていただいたんですが、結果的に1団体ということで、今回の指定管理につきましては、業務内容のとおり、青年隊という教育機関というような位置づけがございまして、通常の施設管理等であれば、もっと応募団体が多かったのかなと思いますけれども、土木系の、建設技術系の教育機関ということで、その辺のノウハウを持った団体がなかなか難しかったのかなというふうに感じております。以上でございます。

○太田委員 わかりました。次の8ページになりますが、指定管理料が年額こういう形で決められておるわけですが、直営と比較してということは算定が難しいのかなと思いますが、直営の場合から比較して、この指定料がどうなのかというのは客観的には出ますか。

○成合管理課長 今回、この候補者が指定管理者になりますと、指定管理料の額は年額9,340万円をお願いすることになるかと思っております。現在の状況でございますが、現在、青年隊の訓練の部分は産業開発青年協会に委託しております。所長以下、青年隊の教育にかかわっている職員がおりまして、概算でございますけれども、今回の指定管理によりまして、そういったものを推計いたしますと、約2,300～2,400万程

度の節減になるというふうに試算しているところでございます。

○太田委員 今の説明の中で金額的にはわかりましたが、協会がこれまでされていたというわけですが、指定管理になった場合は協会の職員の方々はどうなるんですか。

○成合管理課長 青年協会につきましては、事務局長、それから指導員の方が3名ほど、嘱託を含めると6名いらっしゃいます。来年度から総合学院のほうに全面的に施設管理と青年隊の教育、すべて委託することになりますと、その部分での協会の役割はなくなる。ただ、協会のほうが青年隊ではなくて、建設技術者の講習会とか、大型特殊自動車等の講習会等の国の委託を受けておりまして、その辺の業務は残るといことになるかと思っております。

○太田委員 雇用というところについては、私達も非常に神経を使っているところなものですから、ひとついろんな意味での配慮はお願いしておきたいと思っております。

続きまして、9ページの請負契約の変更ということでもあります。こういった変更は当然あるわけですが、契約金額から5,000万ほど増額変更になっておりますが、落札率の関係でいくと、5,000万追加したことによって落札率は結果的には幾らぐらい上がったというようなことを聞いていいですか。参考に教えてください。

○濱田道路建設課長 落札率につきましては、変わりません。と申しますのは、当初の設計額に対して請負額が幾らかということが落札率になりますけれども、変更の請負金額は、変更の設計額に対しまして、その落札率を掛けて請負金額にしますので、落札率自体は一緒ということでございます。

○太田委員 わかりました。

○野辺委員 今の指定管理者の関連で聞かせてほしいんですが、よくわからないんですが、例えば教授陣というか、そういう人たちについては、宮崎総合学院に人選とか委託するということですか。その辺がよくわからない。

○成合管理課長 7ページから8ページに記載しておりますけれども、今回の建設技術センターの指定管理でございますけれども、建設技術センターには大きく3つの役割がございます、一番大きいのが青年隊の教育訓練ということで、もう一つが県職員、市町村職員の建設関係の研修、それと骨材等の材料試験と、3つございまして、今回、総合学院のほうで候補者になりました指定管理者につきましては、青年隊の教育訓練と建設技術センターの施設の管理運営ということを全面的に委託することになります。委員の御質問のありました青年隊の教育部門は、すべて委託することになりますので、青年隊の訓練を行う指導員あるいは講義等の教授等につきましては、総合学院のほうで選定され、年間を通じて実施されることになるということでございます。

○徳重委員 現在、教育を受けていらっしゃる青年隊の隊員は何人いらっしゃるんですか。

○成合管理課長 21年度は、基礎教育課程が8名、専攻課程が5名、計13名となっております。

○徳重委員 宮崎県の現場を支える技術者として、今までずっと青年隊を出た方々が中心になっていらっしゃるわけですが、今、仕事の量も少なくなっていて、業界が大変厳しい状況にあるわけですが、今後、指定管理者に移ったこと等々で隊員がまだ減ってくるんじゃないかというような心配はされていないものでしょうか。

○成合管理課長 委員の御意見のとおり、建設業界は非常に厳しい状況でございます、ただ、建設業協会等々の話を聞きますと、技術者の年齢構成が、例えば団塊の世代と申しましょるか、高齢化しているとか、やはり若手の人材、建設業者の人材育成というのは今後も重要であるというお話を伺っております。

それと今年度は13名でございますけれども、来年度の入隊者の状況でございますけれども、1次試験を実施いたしまして、新たに22名の応募がございまして、今のところ全員22名入校されるということでございます。総合学院は、御案内のとおり、いろいろ専門学校教育をやっていますので、高校等との人材確保のノウハウとかいろいろ持っておりますので、また県も協力して、若手建設業者の育成に努めてまいりたいというふうに考えております。

○徳重委員 今までは県が中心になって、それぞれ募集なり何なり、いろんな形でかけていたわけですが、今後、学校にすべて指定管理者ということで一任されて、県のほうとしては募集や協力体制はどういう形でとられていくつもりですか。

○成合管理課長 総合学院が現在候補者でございます、この議案で決定後は、その辺の細かい詳細については学院のほうと詰めてまいりたいと考えておりますけれども、県のほうもいろんな広報媒体、例えばホームページとか公報とか、いろんな手段を持っておりますので、当然、隊員の募集に当たっては全面的に協力していくという考えではおります。

○徳重委員 こうして技術者がどんどん少なくなっていく。業者も大変困っていらっしゃる。技術者もいない。いい仕事ができなければ、社会資本整備が十分でないということもあります

ので、ぜひ積極的な協力をして、何とかこの指定管理者が立派に運営できるようにやってほしいなど、希望を申し上げておきたいと思いません。

住宅の指定管理者ですが、指定管理者になった場合と現在の状況、どれぐらいの営業的な差額が出るものですか。

○佐藤建築住宅課長 コストの差額ということですね。現在の直営に比べまして、指定管理に移行することで420万円程度縮減できる、そういうふうに試算しております。

○徳重委員 延岡が一番先にこうした形をとられたと思うんですが、県内、宮崎市ももちろん、都城市も、それぞれの市町村もあって、ここは延岡市と一緒にということでございますので、同じような形で縮減できて、より効果が上がるのであれば、ほかの市町村もこういった形でやられる計画があるのかどうか。

○佐藤建築住宅課長 延岡土木管内が先行いたしましたのは、延岡土木の管理戸数が先行しております宮崎土木管内に次いで多かったために延岡から始めたんですけれども、ほかに日向の管内でありますとか、都城の管内、それぞれ800戸程度あるんですけれども、これにつきましては、実は延岡のほうも2年程度、協議期間をかけて、やっと今現在の段階にたどりついたという状況ですので、ことしの5月に日向市には説明に行きまして、協議を始めています。8月に都城市にも行って説明しております。それぞれいずれの市もまだ検討段階ということで、導入を決定する段階には至っていないんですけれども、今検討しておるとい状況です。

○宮原委員長 ほかに、どうぞ。

○坂口委員 センターの指定管理ですけれども、一つには、センターが最も期待されて、ま

たそれにこたえていたものに、修了生の精神面での強健さを醸成してきたという評価が大きかったと思うんです。今後とも、特にあの業界というのはそういった精神力の強さとか、責任感の強さというのは求められていくと思うんですけど、そこらを継承していくようなことというのは工夫が凝らされているんですか。

○成合管理課長 委員の御意見のとおり、青年隊というのは全寮制で、朝も早くから、夜は座学というようなことで、どちらかというとかなり厳しい訓練をずっと戦後から行ってまいりまして、委員の御意見のように、OBの方たちの、あの校風を残してほしいというような御意見も私、聞いていたところでございます。

総合学院の教育の基本理念なんですが、一つは、建設業の会社に勤めて即戦力の技術者の育成、もう一つが社会性豊かな人材の育成というようなことで、例えば寮につきましては、全寮制を継続するというのを聞いておりますし、カリキュラム等についても劇的に大きく変えられるということではなくて、現場での訓練、そういったものも残されるということでございますので、総合学院として今の青年隊の校風を大きく変更されるということはないというふうに考えております。

○坂口委員 そこらをしっかり受け継ぎながら、しっかりした精神鍛錬というのをやってきたというのは、一つにあそこで今、教鞭をとっている県職員の人たちのノウハウというものとか、業界なりOBとの連携、そういった総合的なものでしっかり校風というものを守ってきて、それがセンターのセンターたるゆえんだと思うんです。そのことが望まれての工夫を凝らした上での指定管理者制度による存続ということだと思うんです。そこは非常に重要な点

だと思っんです。今後、健全で期待される形での県とか業界とかOBといったところの、介入と言うとちょっと語弊があるかもしれませんが、そもそも、そういった基本的な方針、こういう修了生を育成していくんだというものは何らかで受け継がれていくべきじゃないかなということで、介入はちょっと語弊があるから連携でしょうか。そこらは今後とも重く受けとめていって、つないでいってほしいという気がするんですけれども、どうですか。

○成合管理課長 今の委員の御指摘も踏まえまして、また今後、決定された後、総合学院と十分連携を図りながら、その辺の詳細を詰めてまいりたいと考えております。

○坂口委員 それらも含めて、今後、いよいよ経営の中での教育というのが始まっていくんですけれども、この採点の際、説明があったけれども、僕は忘れてしまったんですが、採点対象に委託管理料の料金も含まれての採点になったんだっただですかね。

○成合管理課長 8ページに審査結果が載っておりますけれども、選定理由は(3)の②にあるとおりでございますけれども、その中の項目の一つに、指定管理料というか、経費、コスト、そういった面の項目がございまして、その辺は当然審査の対象になったということでございます。

○坂口委員 それでなんですけれども、5年間の契約ですね。今言ったようなものとか試行錯誤的な部分が出てくるし、ニーズが変わる。そうすると、当然、教育というのはそれに的確に対応していかないかということ、作業量というか、コストというものは変わってくる可能性があると思っんです。そのときの契約金額の変更、当然これは受けて立たなければいけな

い。当然、増額もあるでしょうし、減額もあるでしょうし、そこらのルールというのは一定のものはこさえられているんですか。

○成合管理課長 御説明しましたように、現在、指定管理料、年額9,340万ということで提案がっております。ただ、ほかの指定管理と若干違うのが、施設の維持管理とかだけではなくて、今回、建設技術者の教育ということで、特殊な内容かなというふうに思っております。そういったことも踏まえて、年度ごとに指定管理料は契約することになりますので、委員の御意見のような、例えば教育内容を見直すとか、場合によっては減額もあるかもしれませんが、そういった内容については柔軟に対応していくことと、指定管理業務については事前に計画をいろいろ聞き取りまして、年度ごとに協定を結んでいきたいというふうに考えております。

○坂口委員 この世界は特に品確法とか技術が問われるとか、そういったもので、今後ここで求められる、極端に言ったら、資格なんかも新たな資格が業界としてぜひ必要になってくるというようなことが起こり得る可能性は十分あると思っんです。そういったとき教授陣をふやすなり、あるいはカリキュラム内容がまたふえていくなりなるとき、当然、受託側というのはコストが伴うと思っんです。そういったことも想定された中での契約にやっておかないと、5年間何ぼで契約したんだからというようなことでは、その場に当面して初めてまた検討せんならんというようなことが出てくる。その方向もまた学院側に示していないと、そういったニーズを的確にとらえながら、よし、ここで改善だということで教育内容に踏み込んだような変更計画をして、発注者側と相談していきなが

ら、柔軟に対応するというようなところがこの5年間の中で必要じゃないかなという気がするものですから、取りとめのない難しいことを言っていますけれども、今後の検討課題としてぜひ詰めておいてほしいなという気がします。

○宮原委員長 検討ということですので、よろしく検討しておいてください。お願いします。

ほかにございませんか。

○西村副委員長 今回の指定管理者の候補者選定、いわゆるコンペに関することなんですけれども、これは県土整備部に限ったことではないと思って聞いていただきたいんですが、コンペでプレゼンがある場合に、企業とか、そのコンペに応募する団体というものは、企業が頑張ってきた、団体が培ってきたノウハウを持って臨むわけなんですけれども、当然、落札というか、通るところもあれば落ちるところもあると思うんです。例えば、コンペの際に伺ったことで、とったところじゃなくて落ちたところからいろんなアイデアが来ますが、その中には非常にいいアイデアがあったと。ただ、落ちてしまったので、通られたところの企業なりにこういうアイデアがある、こうやったほうがいいのかということで注文されることというのはあるんでしょうか。

○成合管理課長 今回の建設技術センターにおきましては、初めてのケースでございまして、残念ながら1団体しか応募がございませんでしたが、他部局、あるいはこれまでやった指定管理者の選定に当たって、通常、各指定管理の施設ごとにいろんな項目で審査されると思いますけれども、そういったアイデアについて、候補者とならなかった団体のアイデア等を導入されたかについては承知しておりませんが、候補決定者になった方のものは採用しますけれ

ども、恐らくそういったものは採用されていないんじゃないかとは思いますが。

○西村副委員長 コンペの応募要件とか応募資格の中にそういうことがうたってあるということを知ったことがある。例えば、通られたところは、発注者側からこういう意見とか注文が来た場合には速やかに応じることを条件とするというような項目があるというふうに伺ったことがあるものですから、それを聞いてみたところなんです。

続いて、応募して残念ながらとれなかったところに対して、よくあるのが、紙切れ一枚ファクスが来たとか、電話一本、残念でしたというようなことが来るというのをよく聞くんですけども、そのときに、あなたのところはこういうのが足りなかったとか、こうしたらよかったというようなフィードバックというものはあるんでしょうか。

○佐藤建築住宅課長 県営住宅のほうでは4者で3者落ちられたんですけども、どこが悪かったというようなところのフィードバックはいたしておりません。結果をお知らせしているということです。

○西村副委員長 さっきの話と総合して、今回の延岡の件の話をしているわけじゃないんです。県がコンペをやれば、一度うまくとってしまえば、ほかの企業が出してきたアイデアも吸収できて、またそれが3年後とか1年後とか、新たな入札とか新たなプレゼンのときに、一度とったところは非常に有利になっていって、とれなかったところは、自分のところで蓄積したアイデアばかりとられていって、なぜ落ちたかもわからない、失敗を次に生かせないということは、宮崎県全体にとっても、その業界にとってもマイナスというか、成長力が弱まるんじや

ないか。場合によっては、ずっと結果的随契にならざるを得ないこともあるなと思ひまして、これは、初めに言ったとおり、県土整備部だけの問題じゃないんですけれども、商工分野、県土整備分野というのは、こういうコンペが多いと思ひますので、参加したところにも何かしらのフィードバックをするということ、これは民間企業同士ではなかなか発達していることなので、ぜひお願いしたいと思ひますけれども、部長、何か御意見があればお願いしたいと思ひます。

○山田県土整備部長 確におっしゃるとおり、業界全体のレベルアップの点ではいい御指摘かなというふうに思っておりますけれども、逆に、その業者が培ったノウハウ、これがオープンになってしまうと、かえってどうなのかなという心配もあるのかなと思っておりますので、その辺はまたいろいろ検討させていただきたいと思ひます。

○宮原委員長 ほかにありませんか。

○太田委員 都市計画課のほうで14ページ、権限を移譲するテーマであります、読んでみると、私の理解が不足しているのかなと思ひますが、結果的には、今度、区画整理会社の分が追加して移譲されていきますという理解でいいんですか。区画整理組合のは既に移譲していただけれども、追加して会社の分を、認可業務等を移譲するというのでいいんですか。

○黒田都市計画課長 土地区画整理事業の中で、個人施行と組合施行につきましては、既に移譲となっております、今回、区画整理会社について追加するということになります。

○太田委員 わかりました。

最後にもう一つ、21ページ、訴えの提起、和解及び調停のところですが、これは今まで質問

があったかもしれませんが、こういう和解等に至るまでの、例えば滞納金額が幾らぐらいになったからということか、滞納した月数がこのくらいになったら、相談もしくは訴えの提起なんかをせないかんという一つの金額的な基準があるのか、滞納した月数によって動きを起こしていくのか、その辺はどういう考えでしょうか。

○佐藤建築住宅課長 滞納の経過で、まず1カ月目に滞納があったときに督促状を送るということ、3カ月目と5カ月目で催告書を1、2と出し、6カ月たった段階で最終催告ということになるんですけれども、その後で明け渡し請求をかけていくこととなります。明け渡し請求をかけた後に、誠意ある対応で、毎月こういうことで滞納額を減らしていきますと、そういう納付誓約があった場合に和解に至っています。そういう約束もなされないで誠意ある対応が見られない場合に明け渡しの訴訟に移行している、そういう状況です。

○太田委員 結局、金額ではなくて、6カ月経過後にそういった対応をしていくということでもいいんですね。金額は関係なく、おくれた月数が問題であるということですね。

○佐藤建築住宅課長 そのとおりです。

○太田委員 わかりました。

○宮原委員長 次に、その他の報告事項についてということで、宮崎県の中長期道路整備計画の中間見直しについてというところで質疑を受けたいと思ひます。

○坂口委員 1年おくれた——国の動向を見ざるを得ないと思うんです。なかなか厳しい方向しかないと思うんですけれども、今後、当然ながら、かなり強力で国に対して地方の道路事情の実態というものを認識させるということと、

それにこたえさせるという作業がこの策定前に必要じゃないかと思うんです。これについて大きくは今後どういったことを国に訴え、どういう行動をとっていかうというようなことは持つておられるんですか。

○濱田道路建設課長 来年度の国土交通省の概算要求の中では、道路事業につきましては、おおむね今年度当初の約8割と、2割減ということで非常に厳しい内容が示されております。本県としましては、従来からですけれども、整備がおくれている地方への重点配分ということをお願いしてきておりまして、全国一律に2割カットということではなくて、おくれている地方に予算を重点配分していただきたいということを従来からもお願いしておりますし、今後、そういった方向で国のほうには要望を重ねていきたいというふうに考えておるところでございます。

○坂口委員 当然なことだと思うんです。当然なことながらも、220号のあの日南みたいなことが起こるということで、地方の実態がわかっていないということと、今の道路整備に対しての財源の配分の仕方というものが、B/Cとか、時代に合わなくなってきたんじゃないかという気がするんです。この論法が確立されると、当然、人口が集中しているところに行くし、利便性が高まればB/Cもまた高くなっていくというイタチごっこみたいな都会への投資になっていくと思うんです。

例えば、その一方では、成合課長なんかは財政におられたんですけれども、道路特定財源とかこういったものの考え方まで変わってきたわけでしょう。たまたま知事が全国知事会の一括交付金プロジェクトチームに今度入られたですけれども、交付税の算定のあり方、例えば道路

整備の事業費なんかというのは、大まかに言えば道路の延長、どれだけ整備された道を持つていくかということで基準財政需要額が決まっていくということで、ストックしているところに有利な交付税なんです。交付税の額がどんどん仮に今後上がることがあっても、今の算定手法というものが時代に合っていないと、おくれたところはよりおくれていくということだと思うんです。仮に交付税が増額されても、潤沢にはなるけれども、よそはより以上に潤沢になっていく。

そこで、雲をつかむような発想ですけれども、道路特定財源というのが一つの役割を終えたということは、道路整備というのは基本的には一応日本列島には賄ったよということで、今までは道路を持つているところがそういった算定項目なりで入ってきていたですけれども、逆に、必要な道路としてこれまで国に示していた道路整備計画での未整備部分、だから整備率を逆転するような項目がそこに入ってきて、道路整備は一応区切りをつけた、特定財源をなくしたけれども、これでおくられてきた必要な道路を持つている県がある、そこに対しての費用項目はこれだというのが基準財政需要額算定の中で入ってこない、いつまでも一緒だと思うんです。まして、段階補正なんていうのは、人口割が緩くなってきて、だんだん狭められてきているわけでしょう。ますます今後、どういったことをやって道路予算なり公共事業費が確保されても、少なくとも地方配分のあり方の中では、人が少ないところは決して有利に働いてこないというものがあると思うんです。

前回の一般質問で僕が、税財源の移譲をやったとき、宮崎は本当に得になるかと言ったのは、そこにあつたんですけれども、今後、交付

税の費用算定の項目に時代に合ったもの、そして我々が求めているものの理論的に正しいものを項目がえをさせるような、そういうことをやっていかないと、道路整備費がふえていくということはないんじゃないかと思うんです。20%、30%減っていく中での計画を組もうたって、幾らアンケート調査をやって、どれもこれは必要な項目です。今まで緊急と言っていた、道が欲しいというものから、ゆとり、景観を持ったものが欲しい、需要が増大してくるばかりです。そんな中で財源が減っていけば、県としては県民政策部なりを中心にしてそういったもので訴えていって、従来の基準財政の考え方ではとてもじゃないけどやっていけないんだということと、時代が変わって、需要額として認めるべき、真に必要としている新たなものが発生してきていますよということを訴えていかないと、だめなんじゃないかなと思うんですけれども、成合課長、財政におられた経験上どう思われますか。限界に来ていると思うんです。

○成合管理課長 管理課長としてお答えいたしますが、委員のお話は、地方交付税の話にしても、今後、非常に重要な問題かなと思っております。委員の御意見にありましたように、例えば本県の場合、高速道路の供用率あるいは道路の改良率が非常に低い状況でございます。委員が御指摘のように、例えば地方交付税は面積とか人口で配分される、そういったことを補てんしてきたのが国の補助事業とか交付金事業ということでございますけれども、そこあたりの改正というか、先ほど道路建設課長が言いましたように、供用率とか改良率の低い地方への道路予算なり公共事業予算の重点配分というのは、地方として国のほうに訴えていく必要があるのかなというふうに感じております。

○坂口委員 取りとめのない話をしたけれども、考え方として、そろそろ発想を変えないと、この格差というものは、広がることはあっても縮まることがないというのをぜひ今後受けとめていただいて、国へも、そういった基本的なところから、県が一体になって知事を先頭に訴えてほしい、これは要望にとどめておきます。

○宮原委員長 要望ということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにはないですか。

○井上委員 御説明のときにいなくて大変失礼いたしました。これに関連してというか、教えていただきたいのは、宮崎に道づくりを考える女性の会というのが8団体ぐらいあるじゃないですか。どういう団体なんですか。

○渡辺高速道対策局長 道づくりを考える女性の会というのは、全くの任意の組織でありまして、それぞれが自主的な判断でそれぞれの道づくりについて考えて行動していると。県とのかかわりですけれども、高速道対策局が窓口にはなっています、任意の団体ですから、動きづらいたところがあったりするので、その辺のお助けをしているというところです。

○井上委員 対策局が窓口になっているということは、高速道対策局はこれについては所掌事務か何かに明記されているということですね。この団体についてはこうしなさいということが対策局の局長の所掌事務の中にきちんと入っているというふうに理解していいんですか。

○渡辺高速道対策局長 個別具体的に女性の会というのが所掌事務に入っているということはございませんで、高速道対策局の所掌は、高速道路の推進に関することですので、そういうことの一環として高速道路を推進する団体との連携

ということで関連しているということです。

○井上委員 後で結構ですので、明記したものが何かをお届けいただけるといいんですけども、局長の所掌事務みたいなものを書いたものを持ってきていただけるとよろしいんですけども、よろしく願いいたします。

○渡辺高速道対策局長 了解いたしました。

○宮原委員長 よろしく願いします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 ないようですので、その他で何かありませんか。

○黒木委員 入札に参加して1番になった、専門用語がちょっとわかりませんが、ただ、資格を満たしていなかったということで結局落札できなかったということがあると聞いているんですけども、それはどれぐらいあるのでしょうか。

○成合管理課長 現在の一般競争入札は、事後審査型になっておりまして、入札の参加資格の条件を事後審査するわけですが、例えばその工事に必要な配置技術者が専任で配置できないとか、場合によっては、その工種の実績がないとか、いろんなケースがありますけれども、細かいデータは持っておりませんが、事後審査でアウトになったという例は恐らく年間数件ではないかというふうに考えております。

○黒木委員 こういう公共事業が減少する前とでは、減ってきたことによって多くなったということはないのでしょうか。

○成合管理課長 入札制度については18年度まで指名競争入札——一般競争入札も5,000万以上とかいろいろ入っておりますけれども、基本的に、指名競争であれば資格のある方を指名い

たしますので、事後審査ではございませんので、そういう失格ということはないんですが、一般競争になりまして、許可を持った業者あるいは入札参加資格を持った業者は電子入札で応募できるということになりまして、後で事後審査をして、先ほど申しましたような配置技術者がいないとかいうことで失格になるケースが出てきたということでございます。

○黒木委員 参加資格を持たずにわざわざ入札に参加する業者はいないと思うんです。原因としては、業者がその資格をわからなかった、そういうふうに判断していいわけですか。それとも、この資格を満たさなければならないというものがありますが、それがどうにでも解釈できるというようなこともあるかもしれませんけれども、原因はどういうことでしょうか。

○成合管理課長 一たん落札候補者になりまして失格というのは、一番多いケースは、工区分割をしておりますして、同日開札をいたしまして、1回目の開札で落札候補者になって、2つ目の工区でも落札候補者になった、ダブリ合った場合には最初のほうが生きて、後のほうがアウトになる。それと考えられますのは、業者の方も最初から自分が失格になるとして参加される方は皆無だと思っておりますけれども、例えば配置技術者が2,500万以上の工事については専任配置ということになりますけれども、たまたま開札等が重なって、配置技術者が不足して失格になるというようなことはあろうかと考えております。

○黒木委員 例えば、何年から何年の間に何メートルの工事をしておかなければならないとか、そういうことがあるんですけど、文章の見方によっては、一つの現場でという見方もできますし、何年かで満たせばいいというような、見

方によってどうにでも見えるというような内容があるような気がして、どっちでも解釈できるということで参加するということもあるんじゃないかというところがあるものですから、それで失格になっていくと、結局、永遠に落札できないということになるのではないかと思いますところがあったものですから、そういうことはないわけでしょうか。

○岡田技術企画課長 一般競争入札を導入いたしまして2年少したつわけですが、一般競争入札の入札参加資格要件として、配置予定技術者とかあるいは施工実績等を問うております。これらについては、一般競争入札を行う中で大分定着してきていると私ども認識しております。実際に公告文に対して疑問がある場合には、メール等で問い合わせをできるようになっておるし、私どもその質問に対して答えるようにしております。今、委員がおっしゃった部分は、文章がどれぐらい明確に書かれているかということなんですが、解釈のぶれがあるのではないかとということなんですが、読まれる方は自社に都合のいい読み方をしているんだと思います。私ども発注機関でこれまでも説明してきておまして、一般競争入札に推移いたしまして既に2年たっておりますので、そのあたりは十分に定着しているのではないかと考えております。足りない部分は私ども補強していかなきゃいけないと思っておりますが、これは入札に関するルールでございますので、当初の解釈というのはしっかり守っていかなければ入札の信頼が揺らぐのではないかと考えております。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○星原委員 例年ですと、次年度の概算要求ができる時期で、議会が12月に終わると中央に陳情なんかに行っていましたね。今、伝わってき

ているところでは、高速道路なり、国・県道なり、公共事業費、先ほども言われたように、2割削減みたいな話があるんですが、そういう状況の中で、今の時点で県としては例年と比べてどういうことが起こっているというか、どういう考えに至っているかというのはわかりますか。

○濱田道路建設課長 まず、直轄事業につきましては、先月24日でしたか、九州地方整備局長が知事のところにお見えになりまして、直轄事業の本県関連分の概算要求についての御説明はいただきました。これにつきましては、特に先ほど220号の話も出ましたけれども、東九州自動車道も県南のほうはかなり厳しい状況ですし、横断道もかなり厳しい。そのほかの10号都城道路、新富バイパス、門川日向拡幅も、今年度の当初予算に比較しますと、かなり大幅なダウンということで、先週、延岡市長、日向市長、新富町長、日南市長が井上委員とも一緒に党本部と国土交通省のほうに要望に行かれております。県のほうも、知事が要望に伺うということで現在調整を進めております。それから、補助事業とか交付金事業、県の事業につきましても、概算要求の出し直しという形で今出しております。これにつきましては、あくまでも事務レベルでやりとりをやっているという現在の状況でございます。

○星原委員 説明を聞きますと、例年とするとかなり厳しい予算になっていくだろうというふうに我々も想定しているんですが、そういう流れの中で今の景気の状態を見たときに、ますます県内の社会経済状況というのは冷え込んでいくんじゃないかというおそれがあるわけです。そういう中で、先ほども出ましたが、おくれている地域、高速道にしても、国・県道にして

も、そういうところに対する重点配分の話がありましたけれども、その辺のところをいかに持っていかで、宮崎県の来年度以降の景気の問題、経済の問題に与える影響、地域に与える影響が大きいんじゃないかと心配しています。知事も今後いろいろ云々という話も出ましたが、県として新たに今までと違う形での要望、陳情というか、要求の仕方というのは、何かほかに作戦というか、考えはあるんですか。

○山田県土整備部長 新政権になりまして、そういう地方の要望の仕方というのがルール化されましたので、それにのっとって11月15日には民主党県連政策会議に県としての要望をさせていただいております。特にそれに先だって、直轄事業関係が九州地方整備局長から知事に説明がありました。それを踏まえて要望したということが一つ。それから、九州地方整備局の説明に対する知事の意見というのをこれもきちっと上げております。これは九州地方整備局を通して政務三役まで報告されるというふうに聞いております。最終的に、民主党県連の要望と、直轄事業関係は九州地方整備局を通して政務三役まで上がる。そこでいろいろ御判断されると我々は考えておまして、先ほど来、出ておりますおくれしている地方に重点配分をどうしてもやっていたかかないと、2割削減とかそういったのが出ていますから、そこで何が勝負できるかという、おくれしている地方に重点配分、そこを強く言っていく必要があるというふうに思っておまして、そういった形で知事にもいろいろ動いてもらいましたし、また早ければあしたにでもということ今調整をしているところなんですけれども、そういう形で政務三役までいかに意見が上がって、それをのんでいただけるかどうか、そこにかかっているんじゃない

かなというふうに思っております。

○星原委員 もう一点なんですが、私、思うのは、全国平均が20%ぐらい削減で、多分、47都道府県で高低差があるんじゃないかなというふうに思うんです。そういう情報を仕入れて、宮崎の場合で何%、仮に熊本、鹿児島だったら何%ぐらい、そういう比較なんかをしながら、先にそういう情報を把握して行って、これはおかしいんじゃないかという形で突っ込んでいかないと、一律全国同じように15%なり20%前年度比カットということにはならないんじゃないか、そのおそれもあります。これは私の個人的な考えですが、大臣がいるところとか、副大臣、政務官がいるところとか、そういう形になっていくと、宮崎県の場合は今のところ、そういう民主党の国会議員さんがいらっしゃらないわけで、判断されるときにそういうところでの判断が入るかもしれない。そうなると、ある部分では、全国の都道府県の配分率あたりをよく調査していただいて突っ込んで行ってほしい、そういう思いが私個人としてはしていますので、そういう情報あたりもお願いすることと、プラスほかの県の情報収集にも努めて、そういうところで持っていかがるを得んのかなというふうに思うんですが、そういうこと等については全然考えていらっしゃいませんか。どうなんですか。

○成合管理課長 先ほど部長、道路建設課長のほうからもお話がありましたように、11月24日に国の直轄事業の事業計画の説明がございまして、宮崎県関係では河川、砂防、海岸、道路という形で御説明があったわけです。21年度、今年度予算と比較してどうかというのが、現在のところ、7割から10割の間で下限値と上限値で説明をされておまして、個々具体的なのは先

ほど道路建設課長が説明いたしましたように、高速道路関係で開通予定区間についてはほぼついていますけれども、一般国道のほうがちょっと不足しているとか、そういう個別の箇所箇所の状況は出ておりますけれども、全体的な事業費が、全国を見ましても、やはり下限値と上限値で整理されておまして、なかなか一律的にはわからないところでございます。

それと、先ほど申し上げましたように、供用率とか改良率が各県違いますので、一概には申し上げられないんですけれども、今公表されているデータ等を見ると、各県、例えば少ないところでは前年度の6割から7割、8割のところもあれば、本県の場合が、例えば道路予算でいえば東九州自動車道を抱えておりますので、80～100%というような状況で、今後、来年度に向けて事業費が確定していかないと、その辺の分析は、補助、交付金事業含めて難しいのかなと思っています。いずれにいたしましても、先ほど部長も申しましたように、改良率、供用率が低い地方への重点配分というのは、地方として今後要望を強めていく必要があるかというふうには考えております。

○星原委員 こういう景気の中で、特に宮崎県は今までは第1次産業、農林漁業あるいは公共事業という形で進んできていたわけですから、その部分が両方とも非常に厳しいわけですから、1億でも2億でもより多く予算獲得ができるような、いろんな知恵を使っただいて段取りをしていただいて、そういうことによって県内が少しでもという強い思いでこれから臨んでほしいなというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○宮原委員長 要望ということですので、よろしく願いしたいと思います。

○坂口委員 前回の委員会や議会でのそれぞれの議員なんかの質疑要望の中での例の指名競争入札の再考と最低制限価格の見直し、これに対して、今、県土整備部ではどういった考えを持っておられるのかを……。

○成合管理課長 9月議会で本商工建設常任委員会から申し入れ、要望がございました入札制度のあり方についての検討研究でございますが、まず1点は、いろんなデータを収集しようということで、例えば全国の状況の調査、これは文書でやりとりをして、まだ集計がまとまっておりますが、それから県土整備部の発注機関との意見交換会、そういったものを実施し、今後いろんな団体等とも意見交換をしていく必要があるかと思えます。知事のほうにはいろいろ時間をいただきまして、今の入札の現状等を御説明いたしました。基本的には、県土整備部あるいは知事としましても、偏りのある受注というのが20年度若干見られたところでございまして、その是正についていろいろと今後工夫できないのかということを考えておりますが、今年度になりまして、総合評価の受注状況の評価というのをK値イコール1というのを入れまして、そういったものの効果、あるいは土木一式ではBクラス以下の地域企業育成型という、施工期間中は受注が制限されるというような取り組みも行っておりまして、年内の状況を検証しながら、今後、部内でまた研究を進めていきたいということで考えております。

○坂口委員 今の受注調整のK値1、これは一つにはもろ刃の剣で、まず企業の技術力とか経営力というものが反映されにくい、受注に結びつかないという面、あるいは将来に向けて、斜陽の中にあるけれども、我が社はこれという、そこに投資していこうという人たちの投資

に限界をせざるを得ないというところで、ここは工夫を要するかなど。あくまでも競争ということになれば、格差が出る、ゼロ受注が出るというのは当然のことなんです。一般競争入札を導入するとき知事はそのことを覚悟しなきゃいかんかったことです。そういったぐあいに宮崎県の、せんだっての定例議会でも言ったんですけれども、道州制なりを見据えたときに、将来、県内の業者が本当に県外の業者と九州というエリアの中で勝負していけるのか、そこらまで育てきれるのかというのが一つあると思うんです。同じ育成の観点からでも地域企業育成型というような、ある程度小さい工事については、なるだけ配分というものを想定しながらの入札・契約に持っていきこうという両建ての必要があって、受注制限は、Kイコール1というのが本当にそれでいいのか、2割、3割ぐらいの将来への挑戦の可能性とか、技術力が評価されるような可能性、だからKイコール1.2なり1.3という方法はないのかなというのと、いつの時点で締め切るんだというもの、駆け込み寺的にそこに行った人は、極端に言ったら2.0を越すようなものがたまたま日にちが間に合ったからぼんといけるとか、そういったもの、まだ今後一層検討を要するような部分、将来を分析していく必要があるものがあるような気がするんです。

これは検討課題として、まず前提として申し上げておいて、いずれにせよ、業者全部は残せないと思うんです。それから、県単とか小さいものは重点投資で今後さらに箇所が少なくなっていくとなったときに、今の特AからDに至るような5段階の人たちに本当にパイを事細かに割っていける時代が続くのかということと、業者が今の落札率できつから何とかしてくれ、もうちょっと最低制限価格を上げてくれと言っ

ているゆえんというのは——県の最低制限価格の率というのは僕は間違いじゃないと思うんです。ただ、1年間仕事が確保できないから、経費を食ってしまって、そこで出ていって、結果的に現場赤字じゃなくて経費赤字が出ていって倒産につながっているということで、調整をすればやるほど倒産の可能性はパイが一緒なら続くとか、このところを大きい工夫が要ると思うんです。例えばなんですけれども、元請はA、B、Cぐらいの3ランク、その下は一般管理費を極力節約してもらって、技術力で今後は勝負していって、元請さんにその技術力なりを評価してもらって、下請でしっかり食っていけるよというようなものですね。これは仄聞なんですけれども、神奈川県ではそういうことで下請契約を出したところの下請についても技術点を与えていって評価していくというようなことに考え方を、最近ですけれども、変えたとも聞くんです。そういったものを全体的に考えていくべきときに来ているんじゃないのかなということです。答えは要りません。

それからもう一つ、最低制限価格についてですけれども、これを今まで2回見直してきて、3度目をどう理屈づけして、どういったものを検証していきながら、どう理論立ててから見直そうかといったときは、もう間に合わないと思うんです。現実に赤字で倒産している。今、報道に出ないからですけれども、経営者の自殺もあちこち出ています。夜逃げも出ています。年末から年度末にかけて何が起こるかわからないというようなこんな緊迫した状態の中で、やるならば、一つには思い切って緊急経済対策なり、あるいは県内の異常事態ということを前提にした何らかの政治判断——これは緊急性があれば、節目を待って4月1日からとか何月何日の

第何半期からだというようなものじゃないと思うんです。やるかやらないかの腹決めが一つ。

もう一つには、先ほど商工観光労働部をやったんですけれども、新卒者を緊急雇用基金で、公費で抱えて民間に出すという方法をとるんです。前も何度かこういう発言したんですけれども、県のOBとか、特に検査とか技術にたけた人たちを何らかで雇用して行って、最低制限価格を3度見直すのがどうも県民の世論をとれないだろうという判断に立っていれば、国交省方式の低入札監視を徹底してやって、ヒアリングをやって、下請もいじめない、品質もちゃんと確保する、それも将来にわたってのライフサイクルでの品質だということまで徹底的にヒアリングをやって行って、それなら我が社はできませんというものが辞退していけば、必要な経費を自分なりに見て、最低制限価格に何%なり足して行って、92%、93%、これ以下だととても県のヒアリングをクリアできないよというものがあれば、これを抜き打ち的に、複雑な工事とか下請を幾つか要するようところに徹底してヒアリングをやっていくぞと。そのための体制を推進機構の中なら推進機構の中でもこさえて行って、受注業者というのが、本当の適正な競争というのは何なのか、我が社も経営を維持して行って、品質もしっかり保証したものを発注者側に納めきれることが適正価格だと。何も最低制限価格を推測して——今、お互いが殺し合いですよね。だれが勝つかわからない。一方では、品質だの、企業の技術力だ、経営力だと言っているけれども、運のよかった人が残っていくというような感じだから、これはやっぱり思い切るべきじゃないかという気がするんです。残らないところが出てくるのはしょうがないけれども、残ってほしいところを残す工夫

と、せっかくやっている緊急経済対策が総合的に活かされて雇用が守れるということを視点に、何らかの英断をすべきときが来ているんじゃないかと。指名へ一部戻すというのは、しっかりした世論の形成と、そのほうが納税者に対して得ですよという理論の検証というのが要ると思うんです。最低制限価格を見直してくれという悲痛な叫びにこたえる——会社が吹っ飛んでしまって、雇用も何もなくなるんだという異常事態が起こっているということでの、節目だ何だと言わずに、できるならあしたからでもとか、あさってからでもという、できる日を即スタートの日というぐらいの英断がぜひ欲しいという気がするんです。その理論だったら、県民は納得すると思うんです。難しいかもわからんですけれども、部長、何か答えられたら……。

○山田県土整備部長 今までのいろいろ最低制限価格引き上げをやったり、あるいは受注状況を評価したりとか、いろいろ工夫をしながら、ここまで来ておまして、一つには、落札率が21年度9月末で88%、九州各県の状況を見ますと90%を超えているわけです。直近のところと比べますと、2%、3%下回っている状況でありまして、90%を超えるということはなかなか難しいという状況でありまして、その辺と、それから一つには、経済対策で百何十億補正を組んで対応してきております。そして前倒し発注した、そういったことでかなり効果は出てきているのかなという感じはしておりますけれども、これは長いスパンで見ますと、短期的な対策でありますから、そういったもろもろを考えて、最低制限価格についても原点に戻って、その原点はきちっと踏まえながら、今検討しているところでございます。

○坂口委員 ぜひ、一日も早くそこらを対応されて、あくまでも通常の行政のやるべきやり方としてじゃなくて、緊急的に守っていくんだ、経済を混乱させないんだという緊急性、経済をしっかり守るという観点から、荒削りというとおかしいですけども、必要と感じられたら早くやるべきじゃないかという気がするんです。

せんだってからオーバースペックの問題が、総合評価で余りコストがかかるのはだめだよとなったんですけども、総合評価自体がコストがかかるんです。契約には1人しか配置予定技術者も使えない、望めないということでしょう。80点以上を何人かこさえていく必要があるとか、あらゆることに対しての経費を、安全管理にしてもそうですけれども、いろんなことに対しての経費というものを会社としては見ていかんとしようがない。1年間仕事があるかわからんけれども、常にそれは持つておかないとチャンスに乗れない。先ほどの黒木委員の失格の話もそうですけれども、当たってからそろえますというのじゃ間に合わないということで、この総合評価になって一般管理費も含めた経費が企業側はかかってきているということ。それから、周年の仕事がなかなか——今回はこういった明許だの補正だのでつなげるような程度なっていますけれども、これも今後パイが少なくなっていけば、とてもじゃないけれども、そういった空き期間が出てくるということで、むしろ会社の本社の経費をしっかりかけて理想的な経営、あるべき経営、社会保障もしっかりしながら、人も周年雇用をやりながらというようなところ、こういったものに報いられるようなやり方、とにかくそういったところを緊急的に守ろうという最低制限価格についての何らかの工夫は上げるのか、いいかげんなこ

とでやって経営の混乱に結びつくような、あるいは自分で自分の首を絞めて品質なりに心配があるようなところは排除するという工夫を凝らされるか、ぜひこれは要望しておきます。

○宮原委員長 要望ということですので、よろしくをお願いします。

○星原委員 今の時期、いろいろ業者の人たちと話をする機会が多くて、一番言われているのが、一般競争入札になって、いつ仕事をとれるかわからない中で仕事をとった、その仕事をとって現場仕事をしていれば、県の現場担当者の資質、そういったものを上げてもらわんと困ると。自分たちのわずかなところの利益が残るか残らんかのところが担当者によって厳しくなったりする部分があるので、その辺の担当者の技術レベルというか、事務的な問題にしてもレベルアップしてほしいと。現場にいつ見に来るとかという問題でも、時間を決めていながら、その時間に行って待っているのに約束を破る、そういう問題やらいろんなことがいっぱい出ているらしいんです。今、業者の人たちもぎりぎりのところで会社を維持しながら守っている中で、県の現場管理担当の人たちも同じ意味で、昔と比べると利幅が薄くなっているんだから、いい仕事をいい形で少しでも早くいいように上げるために双方が協力というんですか、何かそういった流れの中で現場をやらせてもらわんと、なかなか厳しいんですという話を聞かされます。そうなってくると、県、要するに発注側も、自分たちが発注しているんだから、このようにやれとか、こうしろとか、簡単に変更なりじゃなくて、この現場はどうやったら利益を少しでも出しながらおさめていける、いい仕事としておさめていけるかというのは、発注者側と請負側とが両方で力を合わせていくような体

制をつくっていかないと、そこが何%か利益が出るか出ないかのぎりぎりのところなんですよという話を聞かされますと、現場で担当される皆さん方の職員研修の中、あるいはいろんな形で指導してうまく持っていけるようにしてもらおうと、随分負担が少ないという話を聞かされました。これは答弁は要りませんが、注意を払っていただくとありがたいなというふうに思っていますので、ぜひよろしく願いいたしておきます。

○宮原委員長 要望ということですので、よろしくをお願いします。

○徳重委員 私は志布志道路についてお聞きしておきたいんですが、御案内のとおり、21年度予算が17億8,000万ぐらいについておったかと思えます。22年度が5億ないし7億程度という、ちょっと過ぎると思うんです。3分の1を下回るような予算しかつけられない。御案内のとおり、B/C3.9ですか、約4倍というぐらいの高い率を示しているわけで、もちろん220号の問題もございますが、今、我々圏域では、これにすべてがかかっている、圏域の経済あるいは産業、すべての発展はこの志布志道路を完成することにあるということで運動が展開されているんです。志布志市、曾於市、そして都城・北諸あるいは霧島市ひっくるめてそういう運動を展開している中に、B/Cも3.9あるところでこういう金額しか出せない、そのことについてどうも県の動きが見えない。例えば、東九州自動車道は当然のこととしてつくということでもありますし、さらに、横断道路についても、かなり下回っているということもあるんですけれども、さらに鹿児島県は、御案内のとおり、5年ぐらい前に8キロも開通している。宮崎県はまだゼロメートルです。1メートルも開通してい

ない。同じ条件の道路がこんなにも差があって、こんなにも動きがない、見えないというのは、私は納得ができないわけです。県は志布志道路について今後どのような対応を考えておられるのか、お伺いしておきたいと思えます。

○濱田道路建設課長 都城志布志道路のうち国道10号都城道路ということで、今、都城インターチェンジから五十町間を国土交通省のほうで整備されておりまして、委員がおっしゃいましたように、今年度の当初予算に比べて来年度の概算要求額が非常に少ないということでございます。これは都城道路に限りませず、10号でいきますと、先ほど申しました門川日向拡幅とか新富バイパスについても、今年度の予算と比較しますとかなり大幅な減ということになっておりまして、これにつきましては、先ほど部長が申しましたけれども、先月15日でしたか、民主党県連の政策会議のほうに、県としての要望事項ということで、道路につきましては、220号とあわせまして都城志布志道路につきましても要望させていただいたところでございます。九州地方整備局長が24日に説明にお見えになりましたときにも、県としての意見ということで、おこなっている地方への予算の重点配分、全体のパイをふやしていただかないと困るということで、これは大臣初め政務三役に局長のほうから伝えていただくように要請したということでございます。東九州自動車道、横断道、220号あるいは国道10号、こういった直轄事業の予算確保につきましては、また知事のほうも、県連さんを通じて国及び民主党本部のほうに要望させていただくということで、調整をお願いしているという状況でございます。

○徳重委員 基準になるのがB/Cということで、前の政権が中心になってこの数字を出して

きたはずです。そのことを考えると、基準の4倍もある道路が3分の1の予算、ちょっとでたらめだと私は思わざるを得ないんです。そういったことを考えますときに、でたらめではないにしても、とにかく余りにもひどい話じゃないかなと思っているんです。聞かれたかどうか分かりませんが、鹿児島も志布志市、曾於市、残っているわけです。このことについて状況を聞かれておりますか。

○濱田道路建設課長 鹿児島県のほうは、鹿児島県が整備をされていますので、直轄の整備区間というのはございませんので、これは私どもも県整備区間がございまして、この予算要望はまた別途しております。鹿児島県も当然されています。この結果がどうなるかというのはわかりませんが、少なくとも我が県に関しましては、今現在事業中区間が3キロほどございますけれども、これは来年度供用予定ということにしておりますので、必要額は認めていただけるのではないかというふうには考えております。

○徳重委員 道路というのは供用されなければ意味がない。さらに、全線開通しなければ全く意味がないんです。途中、一部の人はちょっと喜ばれるでしょうけれども、そう考えると、鹿児島県が県単であろうと、我が宮崎のほうは県単と直轄と約半分ずつですが、それでも、いずれにしても国費も相当入ってくるわけです。県費も当然投入しなきゃならないわけですから、同じスピード、レベルでやってもらわなきゃ困るわけです。周辺に住んでいる人は一つもおもしろくないです。宮崎県は何でこんなにおくれるのか、動きが鈍いんじゃないか、行動がとれていないんじゃないか、要求されていないんじゃないかという地元の人の声なんです。その

辺を県は吸い上げてもらわなきゃ困る。隣の県で、道を挟んで隣、それがこんなにも違うのかというのが明白なんです。その辺を課長、ぜひひとつ強く訴えてほしいということを要望しておきます。

○宮原委員長 要望ということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、ないようですので、以上をもって県土整備部を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時48分休憩

午後2時51分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会の日程の最終日に行くこととなっておりますので、あした行いたいと思います。開会時刻は13時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かございませんか。

○井上委員 坂口委員から出た意見なんです、偏りの是正というのも検討しているということは県側も言っていたんですけれども、実際に公表されている分なので、現実にそのデータを見せてもらうと、努力して、とれるだろうと思って頑張ってきた人たちが総合評価方式とかいろいろなことに阻まれて、6番目がとったりとか、10番目がとったりということもあって、同じ業者が3回とれたりとかして、1回もとれないという人たちが出てくるわけです。私ども

も、委員会でどこまでそこを言うことができるかというのは微妙なところもあるんですが、バックデータみたいなものを一回出してもらったりしながら、坂口委員が言われたようなことは検討に値するのではないか、委員会の審議に時間をとっていただくことが必要なのではないかとこのように思うんですが、それはいかがなんでしょうか。

○宮原委員長 井上委員からそういう話が出ていますが、これについてそれぞれ御意見をお聞かせいただきたいと思います。ここで暫時休憩させていただきます、話をさせていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 53 分休憩

午後 3 時 4 分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

以上で本日の委員会を終了いたします。御苦労さまでした。

午後 3 時 5 分散会

平成21年12月8日（火曜日）

午後1時29分再開

出席委員（9人）

委員	長	宮原	義久
副委員	長	西村	賢
委員		星原	透
委員		野辺	修光
委員		黒木	正一
委員		太田	清海
委員		井上	紀代子
委員		徳重	忠夫
委員		坂口	博美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課主査	前田	陽一
議事課主任主事	吉田	拓郎

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、一括して採決をいたします。

議案第1号、第6号、第8号、第9号及び第10号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、第6号、第8号、第9号及び第10号につきましては、原案のとおり可決すべきも

のと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

まず、請願第9号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採決」「継続」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、お諮りをいたします。

請願第9号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宮原委員長 挙手多数。よって、請願第9号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第19号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採決」「継続」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、お諮りをいたします。

請願第19号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宮原委員長 挙手多数。よって、請願第19号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査につきましては、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として特に御要望はありませんか。

○太田委員 その他になろうかと思いますが、別冊で新たな150人という新規雇用の報告があり

ましたね。県も頑張りますということでは評価できると思うんですが、これは学卒者を対象としたものと一応提案はなっているものですかから、既に失業された方等への何らかの対応もということは何か言ったほうがいいのかなど。黒木委員がきのうその辺の確認をされたような気がして、そういうことかなと思って、そこは今後、2月議会に提案ということですが、既に失業されている方も含め、何か対応できるようなことが考えられるといいかなという希望は持っています。

○宮原委員長 わかりました。

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、お諮りをいたしたいと思えます。

委員長報告につきましては、ただいまの御意見を参考にいたしながら、正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時33分休憩

午後1時44分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

1月27日の閉会中の委員会につきましては、ただいま御協議いただいたような内容を踏まえて委員会を開催するということに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時45分閉会